

3. 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	—	—	—	—	—

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和5年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和5年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 = \\
 \frac{\text{将来負担額(A)} \quad 44,637,811}{\text{標準財政規模(C)} \quad 15,950,337} - \frac{\text{充当可能財源等(B)} \quad 50,176,714}{\text{算入公債費等の額(D)} \quad 3,216,955} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad \blacktriangle 5,538,903}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad 12,733,382} = \text{—}
 \end{array}$$

（単位：千円、％）

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について〔計算式：「将来負担額(A)」－「充当可能財源等(B)」〕

○ 将来負担額(A)の内訳

（単位：千円、％）

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
①地方債の現在高	31,459,254	31,428,394	▲ 0.1	30,794,163	▲ 2.0	28,745,639	▲ 6.7	30,092,865	4.7
②債務負担行為	0	0		0		0		0	
③公営企業債等繰入見込額	12,124,437	12,171,998	0.4	11,872,243	▲ 2.5	11,757,926	▲ 1.0	11,625,939	▲ 1.1
④組合負担等見込額	1,060,613	1,203,544	13.5	1,052,922	▲ 12.5	847,292	▲ 19.5	763,714	▲ 9.9
⑤退職手当負担見込額	2,818,570	2,611,207	▲ 7.4	2,385,802	▲ 8.6	2,364,077	▲ 0.9	2,155,293	▲ 8.8
⑥負担見込額〔地方道路公社〕	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額〔土地開発公社〕	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額〔第三セクター等〕	0	0		0		0		0	
⑨負担見込額〔地方独法〕	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
将来負担額(A)	47,462,874	47,415,143	▲ 0.1	46,105,130	▲ 2.8	43,714,934	▲ 5.2	44,637,811	2.1

○ 充当可能財源等(B)

（単位：千円、％）

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
充当可能基金	15,562,478	16,480,151	5.9	17,189,084	4.3	17,217,929	0.2	16,333,732	▲ 5.1
特定歳入〔都市計画税以外〕	171,963	316,196	83.9	296,305	▲ 6.3	267,838	▲ 9.6	239,588	▲ 10.5
特定歳入〔都市計画税〕	0	0		0		0		0	
交付税算入見込額	32,461,255	33,590,359	3.5	33,671,736	0.2	33,034,586	▲ 1.9	33,603,394	1.7
充当可能財源等(B)	48,195,696	50,386,706	4.5	51,157,125	1.5	50,520,353	▲ 1.2	50,176,714	▲ 0.7

○ 実質的な将来負債額(分子)

（単位：千円、％）

(A)-(B)〔算定の分子〕	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
実質的な将来負債額	▲ 732,822	▲ 2,971,563		▲ 5,051,995		▲ 6,805,419		▲ 5,538,903	

3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

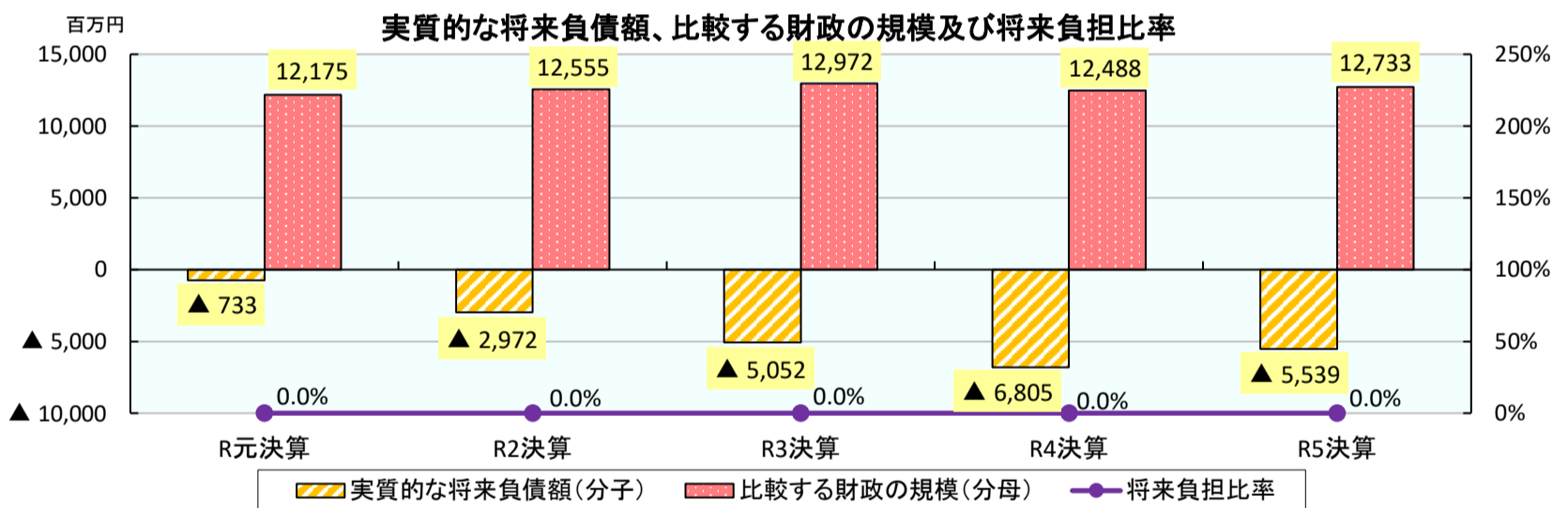
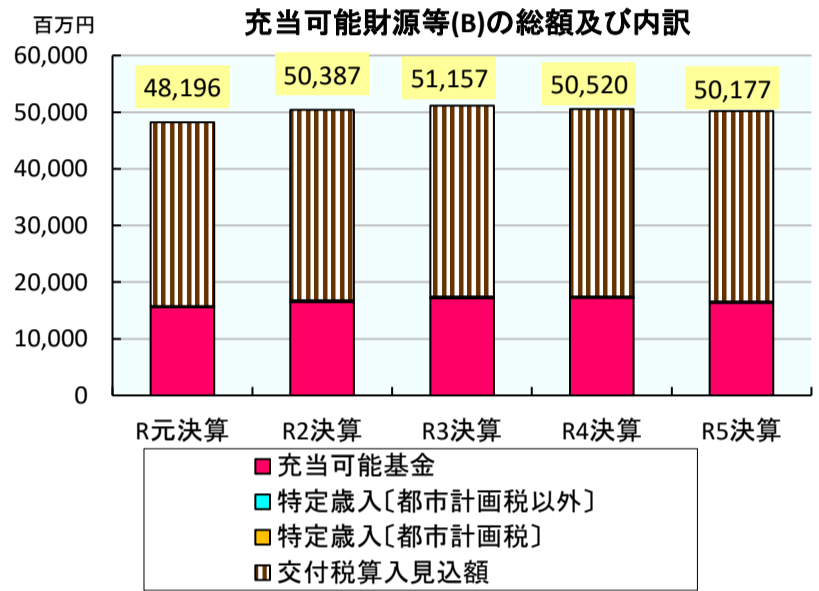
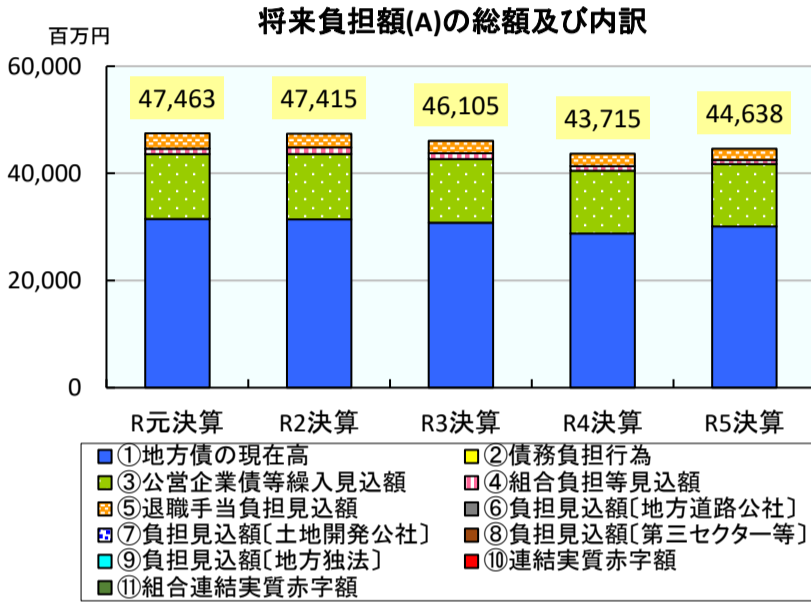
○標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D) (単位:千円、%)

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
標準財政規模(C)	14,801,830	15,487,071	4.6	16,044,647	3.6	15,561,287	▲ 3.0	15,950,337	2.5
算入公債費等の額(D)	2,627,095	2,931,909	11.6	3,072,609	4.8	3,073,759	0.0	3,216,955	4.7

◎比較する財政の規模(分母) (単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
比較する財政の規模	12,174,735	12,555,162	3.1	12,972,038	3.3	12,487,528	▲ 3.7	12,733,382	2.0

○経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
 - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

3. 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	17.3 %	12.2 %	1.6 %	—	—

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和5年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和5年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 \text{=} \\
 \frac{\text{将来負担額(A)} \quad \text{81,492,396}}{\text{標準財政規模(C)} \quad \text{34,315,420}} - \frac{\text{充当可能財源等(B)} \quad \text{83,827,346}}{\text{算入公債費等の額(D)} \quad \text{5,023,008}} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad \text{▲ 2,334,950}}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad \text{29,292,412}} = \text{—}
 \end{array}$$

（単位：千円、%）

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について〔計算式：「将来負担額(A)」－「充当可能財源等(B)」〕

○ 将来負担額(A)の内訳

（単位：千円、%）

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
①地方債の現在高	75,474,683	73,619,582	▲ 2.5	72,289,881	▲ 1.8	70,220,160	▲ 2.9	67,068,433	▲ 4.5
②債務負担行為	0	0		0		0		0	
③公営企業債等繰入見込額	8,156,569	8,136,950	▲ 0.2	8,820,997	8.4	8,331,282	▲ 5.6	8,608,447	3.3
④組合負担等見込額	32,167	0	皆減	0		71,350	皆増	71,063	▲ 0.4
⑤退職手当負担見込額	7,853,773	6,910,712	▲ 12.0	6,409,969	▲ 7.2	6,097,262	▲ 4.9	5,744,453	▲ 5.8
⑥負担見込額〔地方道路公社〕	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額〔土地開発公社〕	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額〔第三セクター等〕	0	0		0		0		0	
⑨負担見込額〔地方独法〕	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
将来負担額(A)	91,517,192	88,667,244	▲ 3.1	87,520,847	▲ 1.3	84,720,054	▲ 3.2	81,492,396	▲ 3.8

○ 充当可能財源等(B)

（単位：千円、%）

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
充当可能基金	23,549,093	23,435,710	▲ 0.5	25,985,325	10.9	29,115,383	12.0	28,927,317	▲ 0.6
特定歳入〔都市計画税以外〕	3,522,500	3,217,913	▲ 8.6	2,946,092	▲ 8.4	2,632,203	▲ 10.7	2,367,015	▲ 10.1
特定歳入〔都市計画税〕	0	0		0		0		0	
交付税算入見込額	59,710,969	58,619,292	▲ 1.8	58,110,389	▲ 0.9	55,505,591	▲ 4.5	52,533,014	▲ 5.4
充当可能財源等(B)	86,782,562	85,272,915	▲ 1.7	87,041,806	2.1	87,253,177	0.2	83,827,346	▲ 3.9

○ 実質的な将来負債額(分子)

（単位：千円、%）

(A)-(B)〔算定の分子〕	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
実質的な将来負債額	4,734,630	3,394,329	▲ 28.3	479,041	▲ 85.9	▲ 2,533,123	皆減	▲ 2,334,950	

3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

○標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D)

(単位:千円、%)

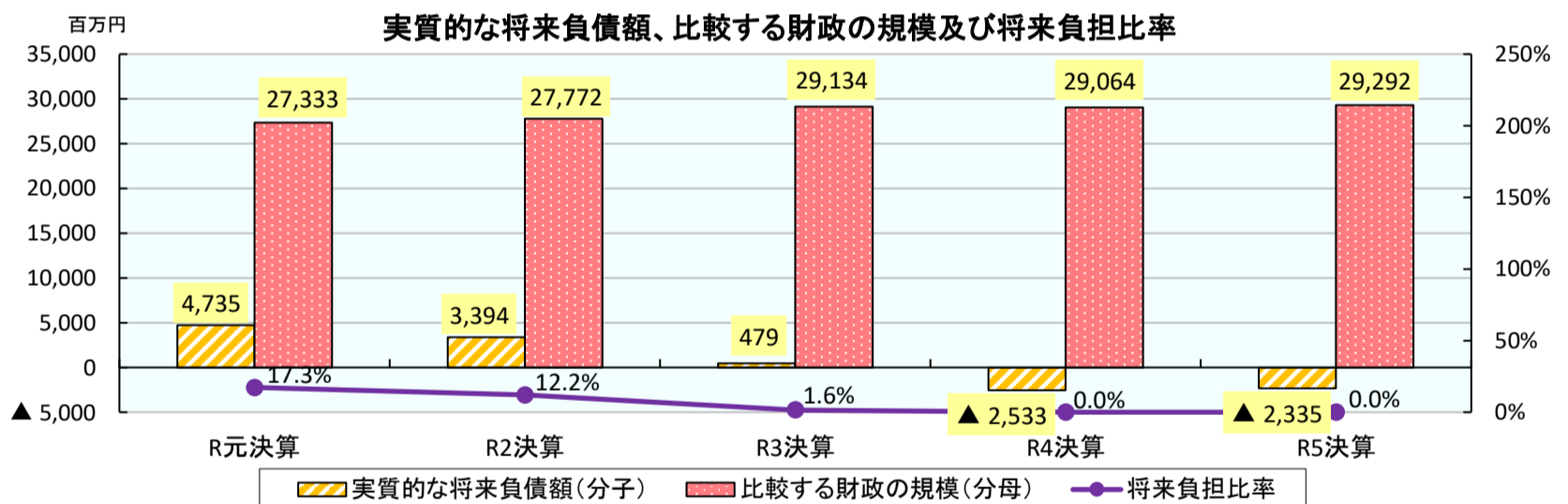
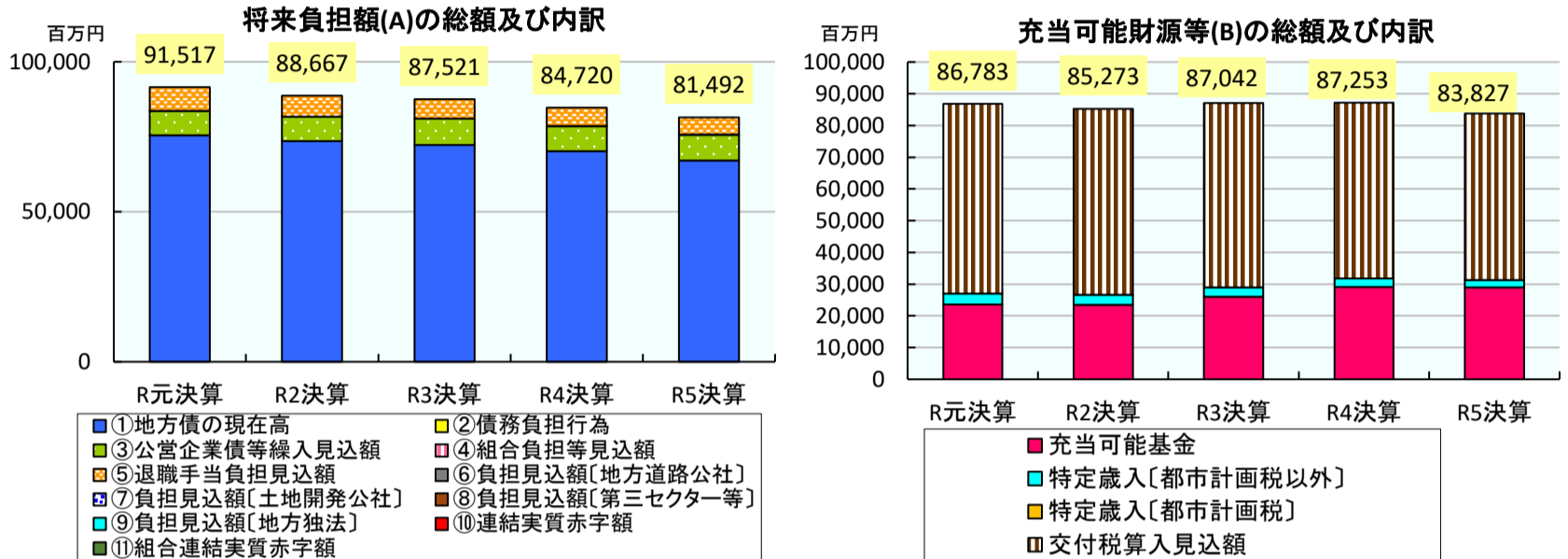
	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
標準財政規模(C)	32,543,646	33,070,027	1.6	34,429,173	4.1	34,272,890	▲ 0.5	34,315,420	0.1
算入公債費等の額(D)	5,210,863	5,297,675	1.7	5,294,958	▲ 0.1	5,208,640	▲ 1.6	5,023,008	▲ 3.6

◎比較する財政の規模(分母)

(単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
比較する財政の規模	27,332,783	27,772,352	1.6	29,134,215	4.9	29,064,250	▲ 0.2	29,292,412	0.8

○経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
 - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

3. 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	-	-	-	-	-

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和5年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和5年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 \hline
 = \frac{\text{将来負担額(A)} \quad 41,741,870}{\text{標準財政規模(C)} \quad 22,114,636} - \frac{\text{充当可能財源等(B)} \quad 48,884,435}{\text{算入公債費等の額(D)} \quad 2,387,350} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad \blacktriangle 7,142,565}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad 19,727,286} = \text{---}
 \end{array}$$

（単位：千円、％）

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

- 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。
- 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について〔計算式：「将来負担額(A)」-「充当可能財源等(B)」〕

○ 将来負担額(A)の内訳

（単位：千円、％）

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
①地方債の現在高	28,152,458	27,888,635	▲ 0.9	28,981,091	3.9	30,991,600	6.9	33,085,454	6.8
②債務負担行為	64,317	49,469	▲ 23.1	39,009	▲ 21.1	29,416	▲ 24.6	21,592	▲ 26.6
③公営企業債等繰入見込額	9,025,268	7,899,568	▲ 12.5	6,933,679	▲ 12.2	5,962,371	▲ 14.0	5,544,217	▲ 7.0
④組合負担等見込額	0	0		0		0		0	
⑤退職手当負担見込額	3,320,192	3,177,073	▲ 4.3	2,985,462	▲ 6.0	3,042,965	1.9	3,090,607	1.6
⑥負担見込額〔地方道路公社〕	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額〔土地開発公社〕	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額〔第三セクター等〕	0	0		0		0		0	
⑨負担見込額〔地方独法〕	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
将来負担額(A)	40,562,235	39,014,745	▲ 3.8	38,939,241	▲ 0.2	40,026,352	2.8	41,741,870	4.3

○ 充当可能財源等(B)

（単位：千円、％）

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
充当可能基金	12,002,955	13,380,893	11.5	16,216,138	21.2	18,071,869	11.4	20,193,159	11.7
特定歳入〔都市計画税以外〕	164,934	137,120	▲ 16.9	125,356	▲ 8.6	107,086	▲ 14.6	78,223	▲ 27.0
特定歳入〔都市計画税〕	0	0		0		0		0	
交付税算入見込額	28,879,397	28,359,849	▲ 1.8	28,651,803	1.0	28,487,514	▲ 0.6	28,613,053	0.4
充当可能財源等(B)	41,047,286	41,877,862	2.0	44,993,297	7.4	46,666,469	3.7	48,884,435	4.8

○ 実質的な将来負債額(分子)

（単位：千円、％）

(A)-(B)〔算定の分子〕	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
実質的な将来負債額	▲ 485,051	▲ 2,863,117		▲ 6,054,056		▲ 6,640,117		▲ 7,142,565	

3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

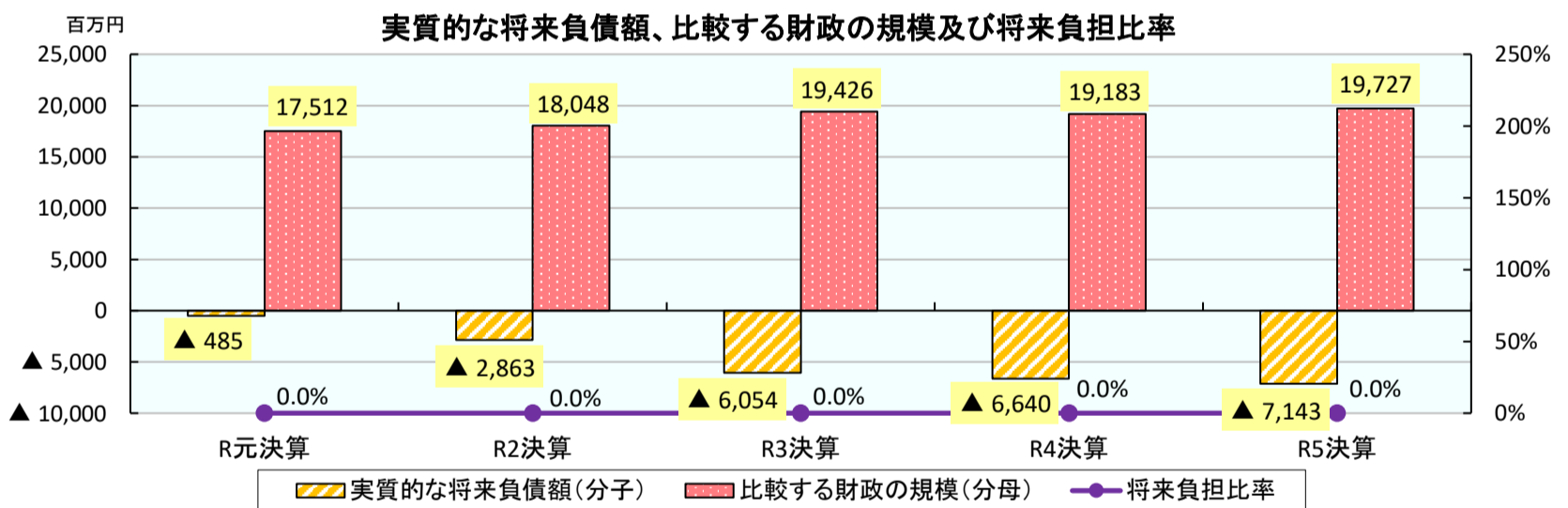
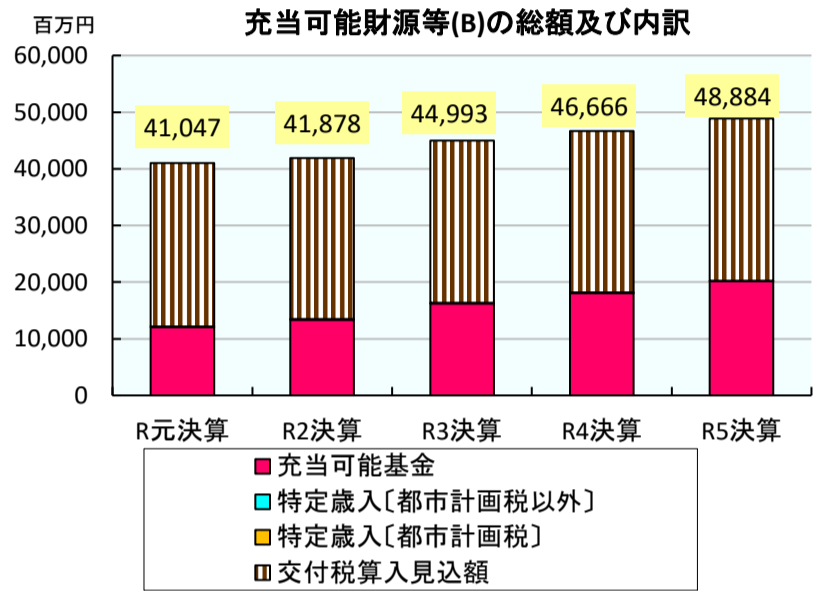
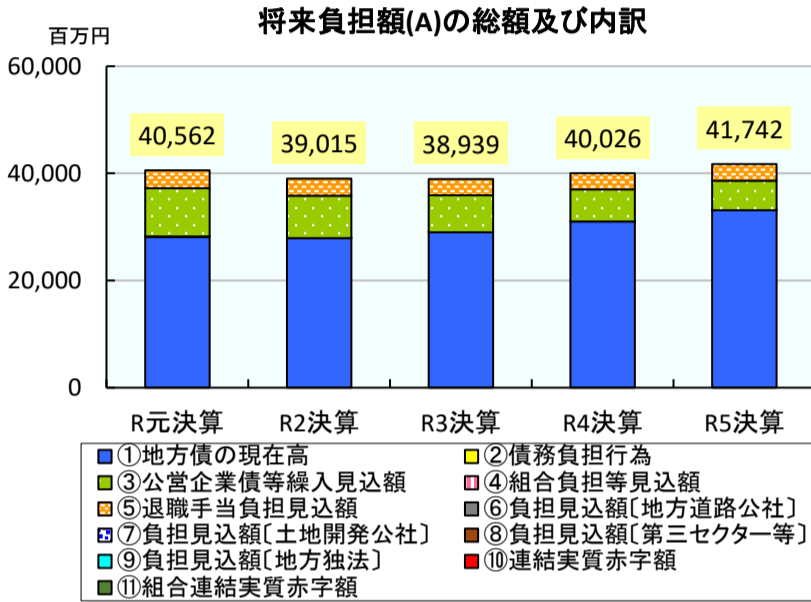
○標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D) (単位:千円、%)

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
標準財政規模(C)	20,120,590	20,528,882	2.0	21,843,829	6.4	21,609,051	▲ 1.1	22,114,636	2.3
算入公債費等の額(D)	2,608,579	2,481,369	▲ 4.9	2,417,747	▲ 2.6	2,426,270	0.4	2,387,350	▲ 1.6

◎比較する財政の規模(分母) (単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
比較する財政の規模	17,512,011	18,047,513	3.1	19,426,082	7.6	19,182,781	▲ 1.3	19,727,286	2.8

○経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
 - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

3. 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	—	—	—	—	—

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和5年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和5年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 \hline
 = \frac{\text{将来負担額(A)}}{\text{標準財政規模(C)}} - \frac{\text{充当可能財源等(B)}}{\text{算入公債費等の額(D)}} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)}}{\text{比較する財政の規模(分母)}}
 \end{array}
 \quad
 \begin{array}{c}
 \text{将来負担額(A)} \\
 \text{20,378,341} \\
 \hline
 \text{充当可能財源等(B)} \\
 \text{26,566,292} \\
 \hline
 \text{標準財政規模(C)} \\
 \text{9,128,630} \\
 \hline
 \text{算入公債費等の額(D)} \\
 \text{1,438,093} \\
 \hline
 \text{実質的な将来負債額(分子)} \\
 \text{▲ 6,187,951} \\
 \hline
 \text{比較する財政の規模(分母)} \\
 \text{7,690,537} \\
 \hline
 \text{（単位：千円、％）} \\
 \text{—}
 \end{array}$$

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について〔計算式：「将来負担額(A)」－「充当可能財源等(B)」〕

○ 将来負担額(A)の内訳

(単位：千円、％)

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
①地方債の現在高	12,663,097	12,500,974	▲ 1.3	12,206,481	▲ 2.4	11,084,526	▲ 9.2	10,895,297	▲ 1.7
②債務負担行為	5,795	5,758	▲ 0.6	0	皆減	0		0	
③公営企業債等繰入見込額	8,948,717	8,691,325	▲ 2.9	7,799,895	▲ 10.3	7,036,004	▲ 9.8	6,709,176	▲ 4.6
④組合負担等見込額	90,404	73,515	▲ 18.7	77,126	4.9	76,507	▲ 0.8	65,477	▲ 14.4
⑤退職手当負担見込額	2,910,486	2,750,500	▲ 5.5	2,708,840	▲ 1.5	2,743,340	1.3	2,708,391	▲ 1.3
⑥負担見込額〔地方道路公社〕	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額〔土地開発公社〕	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額〔第三セクター等〕	0	0		0		0		0	
⑨負担見込額〔地方独法〕	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
将来負担額(A)	24,618,499	24,022,072	▲ 2.4	22,792,342	▲ 5.1	20,940,377	▲ 8.1	20,378,341	▲ 2.7

○ 充当可能財源等(B)

(単位：千円、％)

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
充当可能基金	10,607,396	11,146,247	5.1	12,335,753	10.7	13,011,490	5.5	13,814,742	6.2
特定歳入〔都市計画税以外〕	773,533	699,350	▲ 9.6	849,102	21.4	742,816	▲ 12.5	589,073	▲ 20.7
特定歳入〔都市計画税〕	0	0		0		0		0	
交付税算入見込額	14,344,854	13,837,214	▲ 3.5	13,183,815	▲ 4.7	12,421,295	▲ 5.8	12,162,477	▲ 2.1
充当可能財源等(B)	25,725,783	25,682,811	▲ 0.2	26,368,670	2.7	26,175,601	▲ 0.7	26,566,292	1.5

○ 実質的な将来負債額(分子)

(単位：千円、％)

(A)-(B)〔算定の分子〕	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
実質的な将来負債額	▲ 1,107,284	▲ 1,660,739		▲ 3,576,328		▲ 5,235,224		▲ 6,187,951	

3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

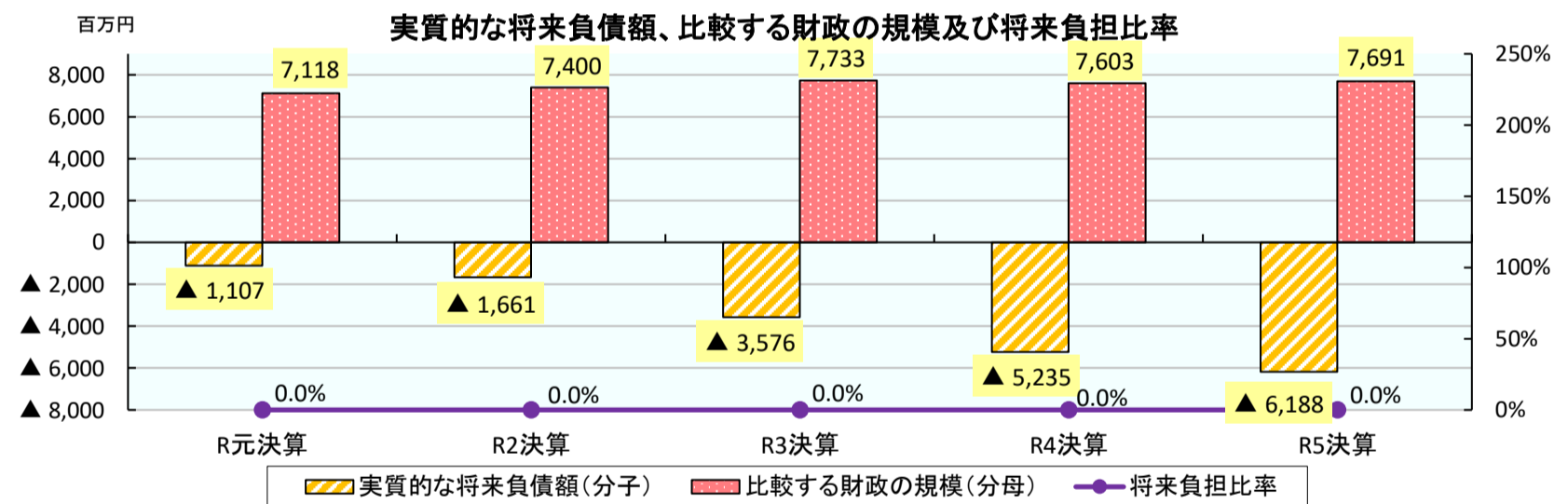
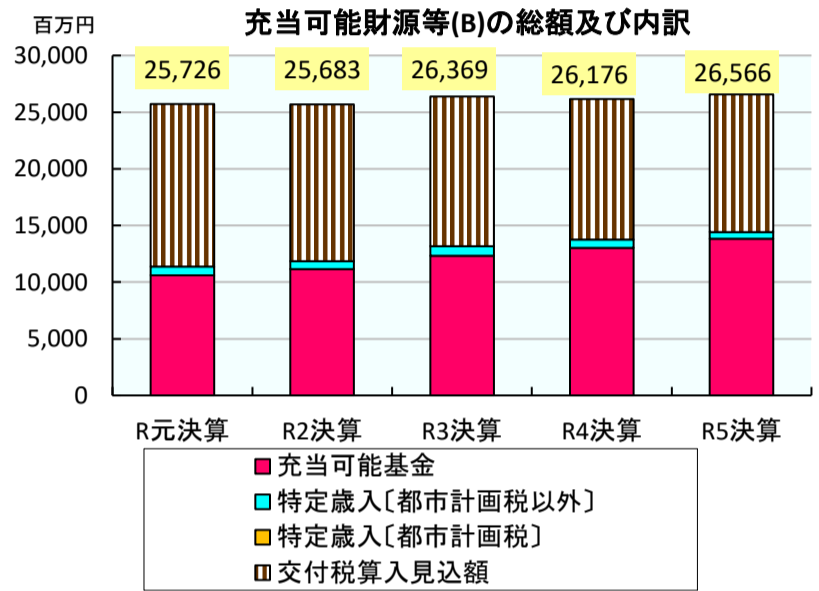
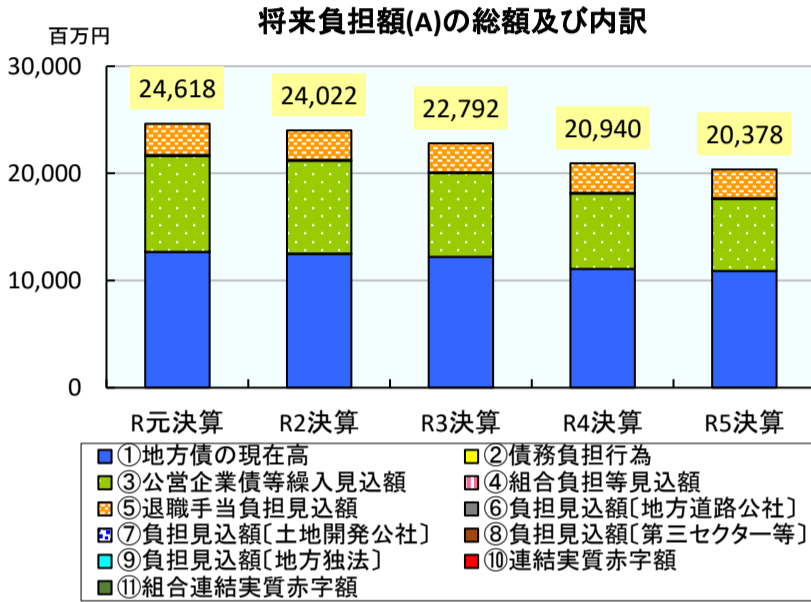
○ 標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D) (単位:千円、%)

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
標準財政規模(C)	8,515,069	8,780,627	3.1	9,153,648	4.2	9,037,952	▲ 1.3	9,128,630	1.0
算入公債費等の額(D)	1,397,558	1,380,700	▲ 1.2	1,420,841	2.9	1,435,299	1.0	1,438,093	0.2

◎ 比較する財政の規模(分母) (単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
比較する財政の規模	7,117,511	7,399,927	4.0	7,732,807	4.5	7,602,653	▲ 1.7	7,690,537	1.2

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
 - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

3. 将来負担比率の状況と推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
将来負担比率	78.4 %	71.6 %	68.4 %	54.1 %	39.3 %

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和5年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和5年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 \hline
 = \frac{\text{将来負担額(A)} \quad 21,862,578}{\text{標準財政規模(C)} \quad 8,618,891} - \frac{\text{充当可能財源等(B)} \quad 18,831,928}{\text{算入公債費等の額(D)} \quad 914,053} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad 3,030,650}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad 7,704,838} = 39.3\%
 \end{array}$$

（単位：千円、％）

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について〔計算式：「将来負担額(A)」－「充当可能財源等(B)」〕

○ 将来負担額(A)の内訳

（単位：千円、％）

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
①地方債の現在高	14,955,428	15,630,467	4.5	16,107,033	3.0	15,708,566	▲ 2.5	14,916,287	▲ 5.0
②債務負担行為	1,360	690	▲ 49.3	239	▲ 65.4	0	皆減	0	
③公営企業債等繰入見込額	5,052,115	4,994,540	▲ 1.1	4,905,832	▲ 1.8	4,871,026	▲ 0.7	4,752,909	▲ 2.4
④組合負担等見込額	34,790	30,152	▲ 13.3	25,311	▲ 16.1	108,931	330.4	86,173	▲ 20.9
⑤退職手当負担見込額	2,037,494	2,029,717	▲ 0.4	1,989,588	▲ 2.0	2,060,742	3.6	2,107,209	2.3
⑥負担見込額〔地方道路公社〕	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額〔土地開発公社〕	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額〔第三セクター等〕	0	0		0		0		0	
⑨負担見込額〔地方独法〕	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
将来負担額(A)	22,081,187	22,685,566	2.7	23,028,003	1.5	22,749,265	▲ 1.2	21,862,578	▲ 3.9

○ 充当可能財源等(B)

（単位：千円、％）

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
充当可能基金	3,492,965	3,834,090	9.8	4,342,340	13.3	5,770,036	32.9	6,483,190	12.4
特定歳入〔都市計画税以外〕	916,679	779,740	▲ 14.9	647,807	▲ 16.9	537,520	▲ 17.0	421,324	▲ 21.6
特定歳入〔都市計画税〕	0	0		0		0		0	
交付税算入見込額	12,033,918	12,689,952	5.5	12,681,852	▲ 0.1	12,294,051	▲ 3.1	11,927,414	▲ 3.0
充当可能財源等(B)	16,443,562	17,303,782	5.2	17,671,999	2.1	18,601,607	5.3	18,831,928	1.2

○ 実質的な将来負債額(分子)

（単位：千円、％）

(A)-(B)〔算定の分子〕	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
実質的な将来負債額	5,637,625	5,381,784	▲ 4.5	5,356,004	▲ 0.5	4,147,658	▲ 22.6	3,030,650	▲ 26.9

3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

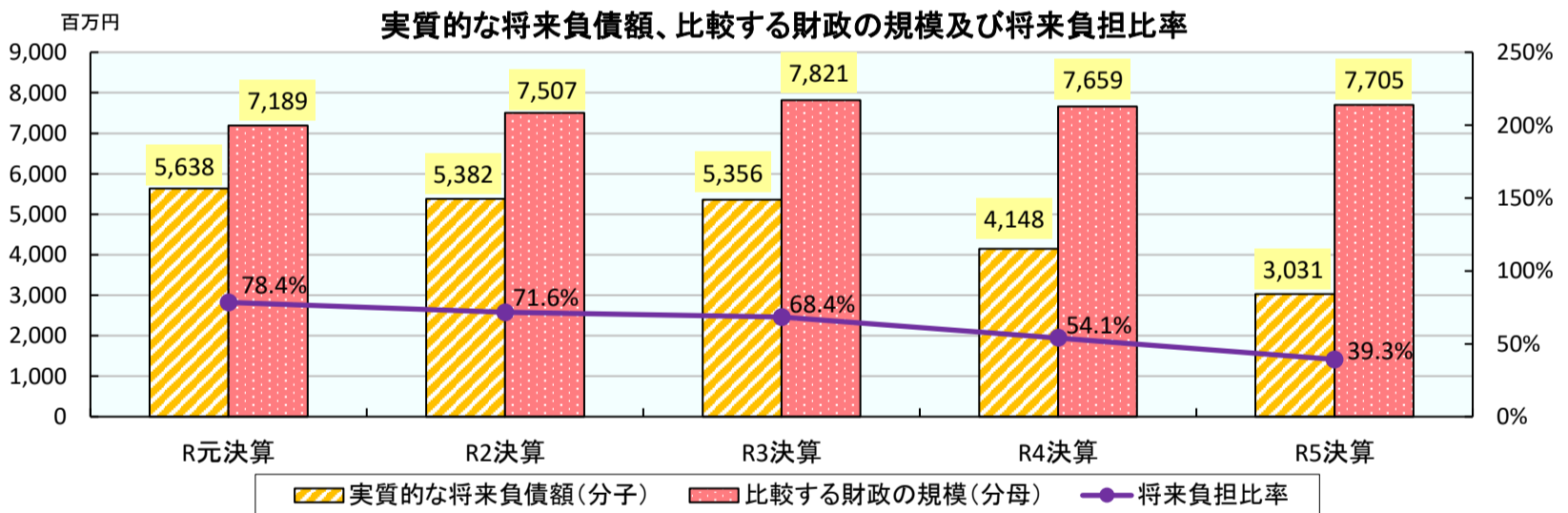
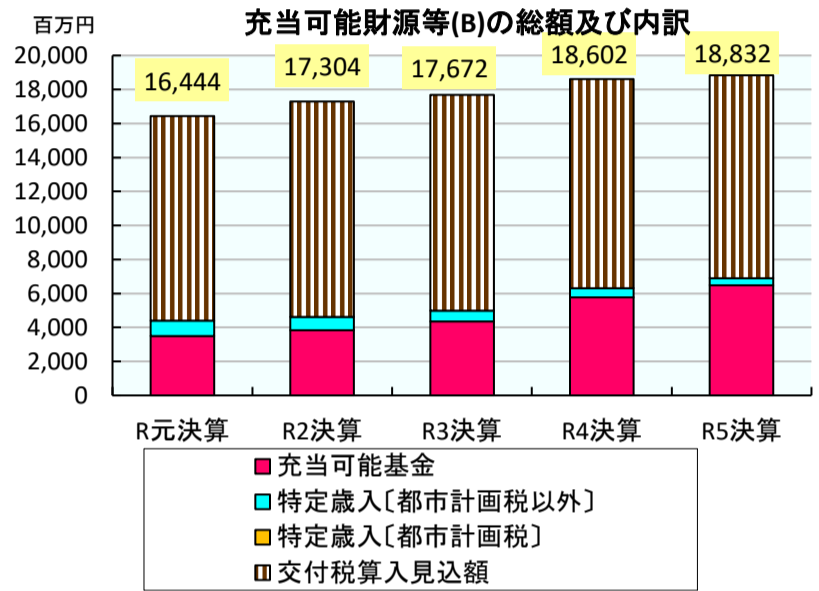
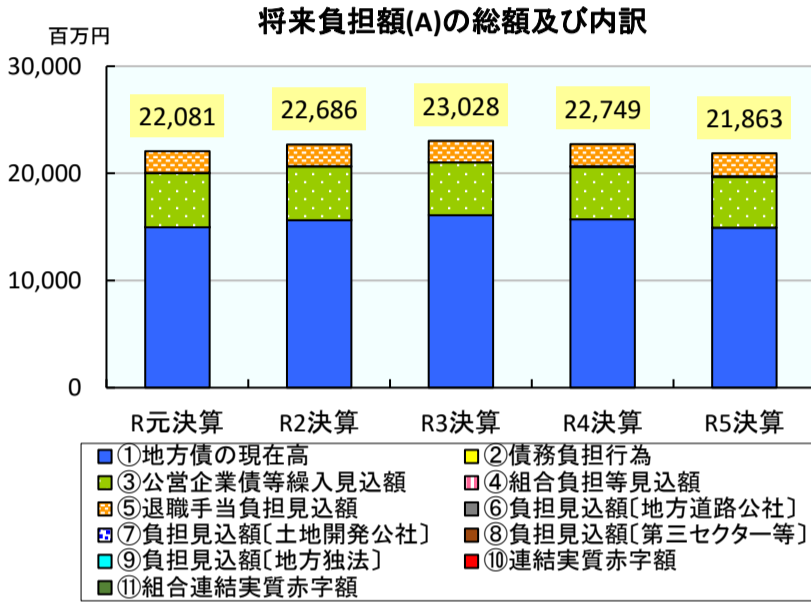
○標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D) (単位:千円、%)

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
標準財政規模(C)	8,088,968	8,387,014	3.7	8,666,882	3.3	8,536,850	▲ 1.5	8,618,891	1.0
算入公債費等の額(D)	900,353	880,387	▲ 2.2	846,058	▲ 3.9	877,771	3.7	914,053	4.1

◎比較する財政の規模(分母) (単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
比較する財政の規模	7,188,615	7,506,627	4.4	7,820,824	4.2	7,659,079	▲ 2.1	7,704,838	0.6

○経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
 - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

3. 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	-	-	-	-	-

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和5年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和5年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 \hline
 = \frac{\text{将来負担額(A)} \quad 23,663,692}{\text{標準財政規模(C)} \quad 20,952,705} - \frac{\text{充当可能財源等(B)} \quad 47,097,138}{\text{算入公債費等の額(D)} \quad 2,487,456} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad \blacktriangle 23,433,446}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad 18,465,249} = -
 \end{array}$$

（単位：千円、％）

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

- 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。
- 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について〔計算式：「将来負担額(A)」-「充当可能財源等(B)」〕

○ 将来負担額(A)の内訳

（単位：千円、％）

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
①地方債の現在高	21,911,772	22,130,518	1.0	20,162,336	▲ 8.9	18,692,690	▲ 7.3	17,831,855	▲ 4.6
②債務負担行為	572,504	445,431	▲ 22.2	457,609	2.7	555,768	21.5	652,907	17.5
③公営企業債等繰入見込額	3,607,663	3,450,493	▲ 4.4	3,272,297	▲ 5.2	3,033,056	▲ 7.3	2,842,996	▲ 6.3
④組合負担等見込額	3,480,804	3,192,650	▲ 8.3	2,816,447	▲ 11.8	2,439,197	▲ 13.4	2,152,075	▲ 11.8
⑤退職手当負担見込額	816,226	465,480	▲ 43.0	303,929	▲ 34.7	173,991	▲ 42.8	183,859	5.7
⑥負担見込額〔地方道路公社〕	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額〔土地開発公社〕	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額〔第三セクター等〕	0	0		0		0		0	
⑨負担見込額〔地方独法〕	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
将来負担額(A)	30,388,969	29,684,572	▲ 2.3	27,012,618	▲ 9.0	24,894,702	▲ 7.8	23,663,692	▲ 4.9

○ 充当可能財源等(B)

（単位：千円、％）

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
充当可能基金	13,384,504	12,801,705	▲ 4.4	12,635,293	▲ 1.3	14,821,909	17.3	15,733,370	6.1
特定歳入〔都市計画税以外〕	628,483	558,347	▲ 11.2	405,065	▲ 27.5	297,354	▲ 26.6	215,759	▲ 27.4
特定歳入〔都市計画税〕	5,809,683	5,518,623	▲ 5.0	5,416,002	▲ 1.9	5,058,085	▲ 6.6	4,884,136	▲ 3.4
交付税算入見込額	30,106,918	30,032,784	▲ 0.2	29,430,103	▲ 2.0	28,039,944	▲ 4.7	26,263,873	▲ 6.3
充当可能財源等(B)	49,929,588	48,911,459	▲ 2.0	47,886,463	▲ 2.1	48,217,292	0.7	47,097,138	▲ 2.3

◎ 実質的な将来負債額(分子)

（単位：千円、％）

(A)-(B)〔算定の分子〕	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
実質的な将来負債額	▲ 19,540,619	▲ 19,226,887		▲ 20,873,845		▲ 23,322,590		▲ 23,433,446	

3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

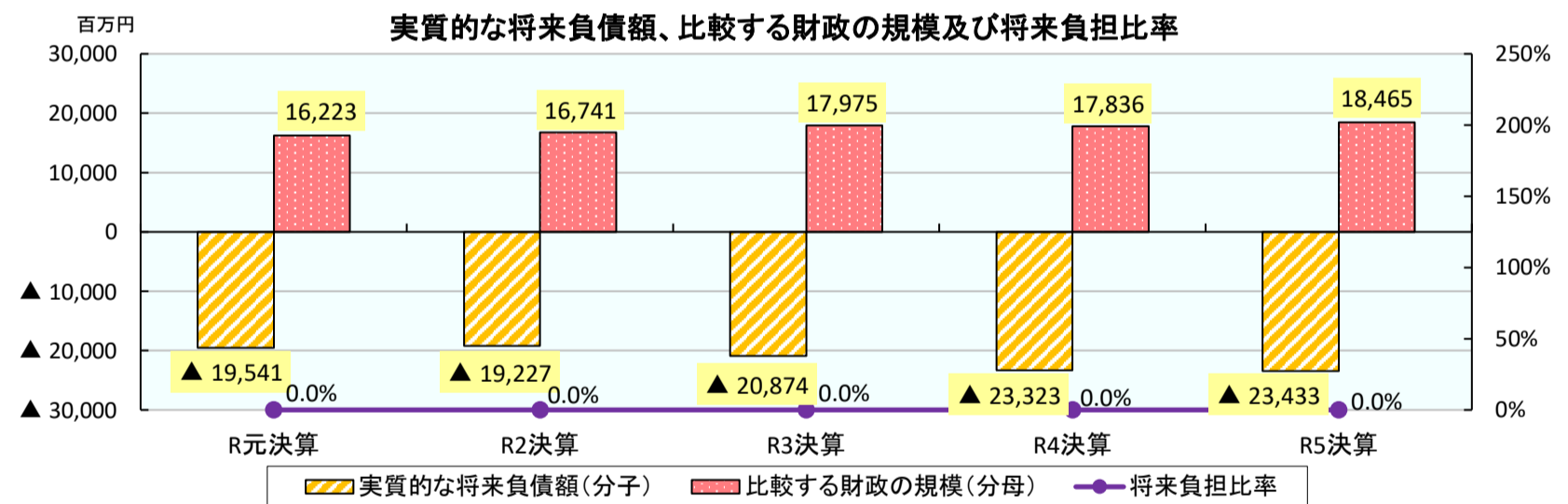
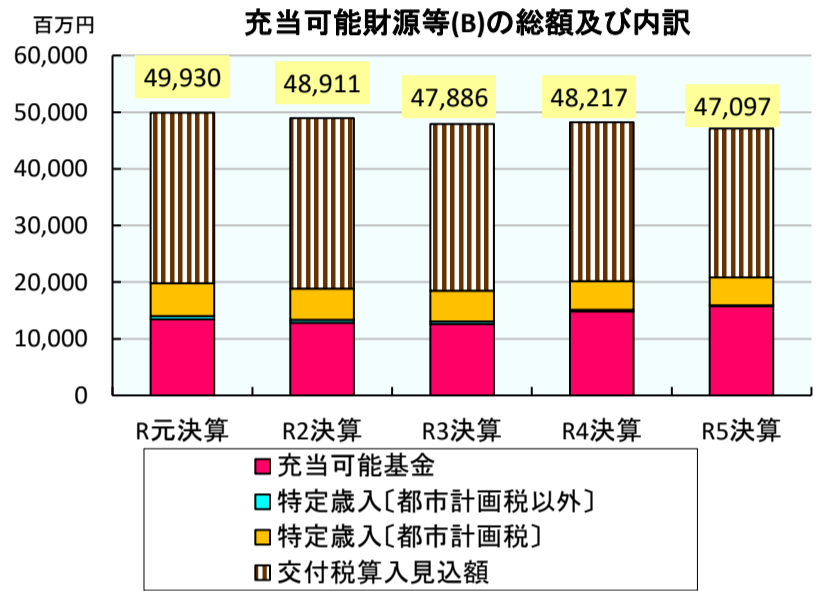
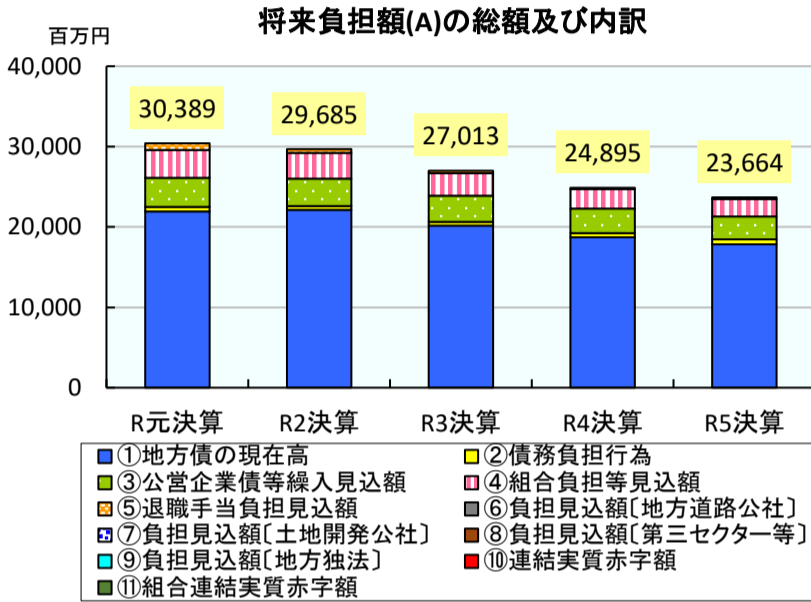
○ 標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D) (単位:千円、%)

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
標準財政規模(C)	18,787,566	19,300,684	2.7	20,484,744	6.1	20,370,484	▲ 0.6	20,952,705	2.9
算入公債費等の額(D)	2,564,821	2,559,364	▲ 0.2	2,509,884	▲ 1.9	2,534,366	1.0	2,487,456	▲ 1.9

◎ 比較する財政の規模(分母) (単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
比較する財政の規模	16,222,745	16,741,320	3.2	17,974,860	7.4	17,836,118	▲ 0.8	18,465,249	3.5

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
 - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

3. 将来負担比率の状況と推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
将来負担比率	37.2 %	29.0 %	18.9 %	12.1 %	12.5 %

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和5年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和5年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 \hline
 = \frac{\text{将来負担額(A)} \quad 66,631,985}{\text{標準財政規模(C)} \quad 28,529,825} - \frac{\text{充当可能財源等(B)} \quad 63,600,929}{\text{算入公債費等の額(D)} \quad 4,376,624} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad 3,031,056}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad 24,153,201} = 12.5\%
 \end{array}$$

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について〔計算式:「将来負担額(A)」-「充当可能財源等(B)」〕

○ 将来負担額(A)の内訳

(単位:千円、%)

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
①地方債の現在高	48,600,626	47,393,766	▲ 2.5	47,611,213	0.5	45,610,887	▲ 4.2	46,707,903	2.4
②債務負担行為	22,684	22,684	0.0	22,684	0.0	19,146	▲ 15.6	19,146	0.0
③公営企業債等繰入見込額	13,012,656	13,048,855	0.3	13,050,435	0.0	12,902,853	▲ 1.1	12,463,852	▲ 3.4
④組合負担等見込額	0	0		0		0		206,630	皆増
⑤退職手当負担見込額	8,268,675	7,779,213	▲ 5.9	7,616,025	▲ 2.1	7,294,222	▲ 4.2	7,234,454	▲ 0.8
⑥負担見込額〔地方道路公社〕	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額〔土地開発公社〕	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額〔第三セクター等〕	0	0		0		3,230	皆増	0	皆減
⑨負担見込額〔地方独法〕	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
将来負担額(A)	69,904,641	68,244,518	▲ 2.4	68,300,357	0.1	65,830,338	▲ 3.6	66,631,985	1.2

○ 充当可能財源等(B)

(単位:千円、%)

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
充当可能基金	8,480,754	8,592,359	1.3	10,903,887	26.9	11,395,960	4.5	11,444,307	0.4
特定歳入〔都市計画税以外〕	5,575,940	5,197,581	▲ 6.8	4,773,243	▲ 8.2	4,040,865	▲ 15.3	3,435,959	▲ 15.0
特定歳入〔都市計画税〕	2,548,658	2,495,090	▲ 2.1	2,435,981	▲ 2.4	2,348,470	▲ 3.6	2,269,749	▲ 3.4
交付税算入見込額	44,585,038	45,109,282	1.2	45,550,188	1.0	45,154,509	▲ 0.9	46,450,914	2.9
充当可能財源等(B)	61,190,390	61,394,312	0.3	63,663,299	3.7	62,939,804	▲ 1.1	63,600,929	1.1

○ 実質的な将来負債額(分子)

(単位:千円、%)

(A)-(B)〔算定の分子〕	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
実質的な将来負債額	8,714,251	6,850,206	▲ 21.4	4,637,058	▲ 32.3	2,890,534	▲ 37.7	3,031,056	4.9

3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

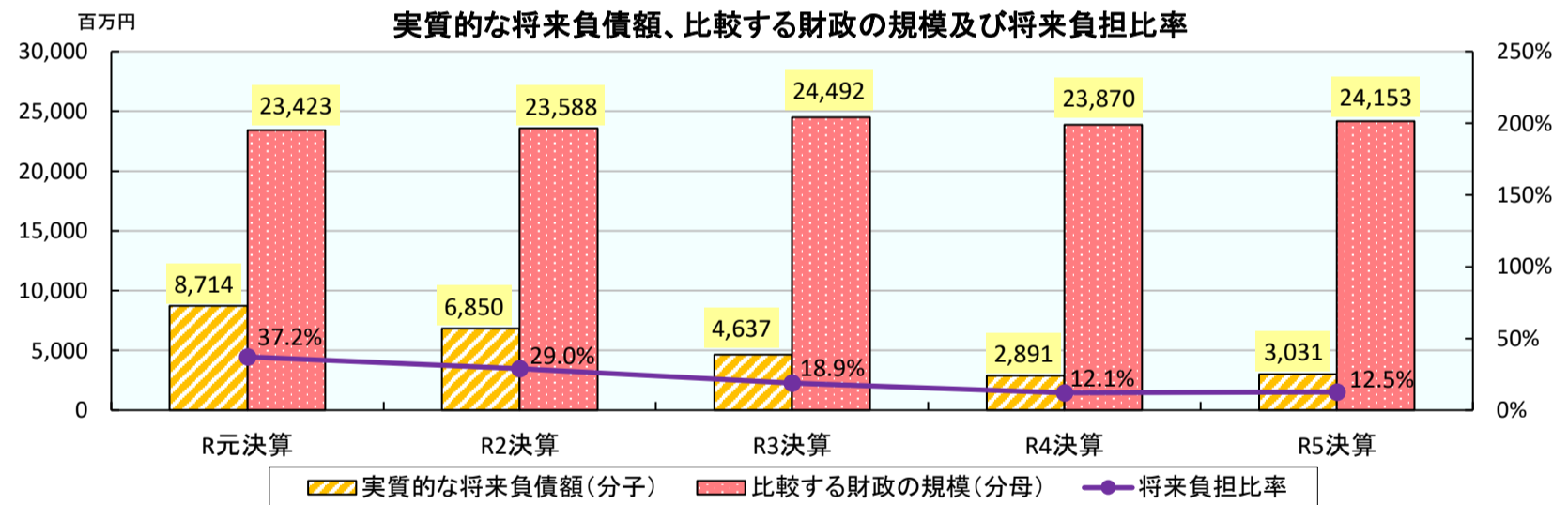
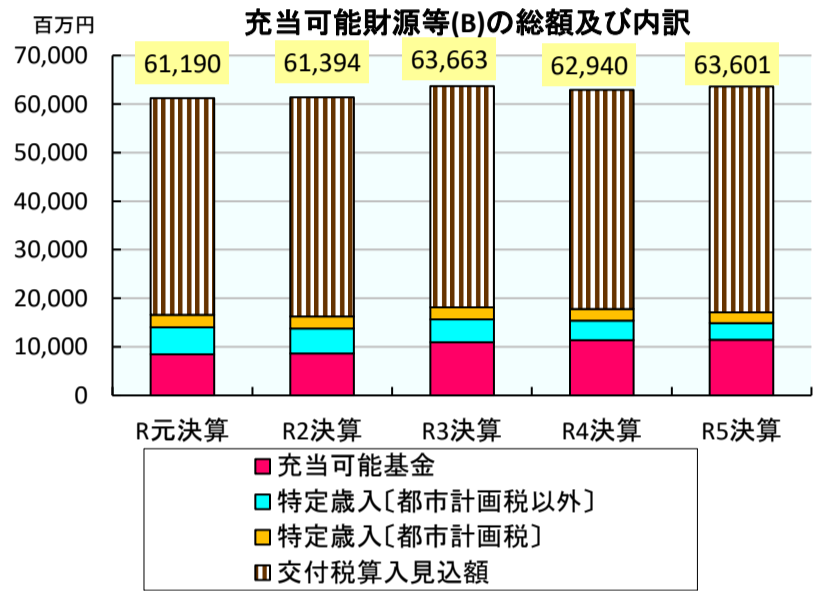
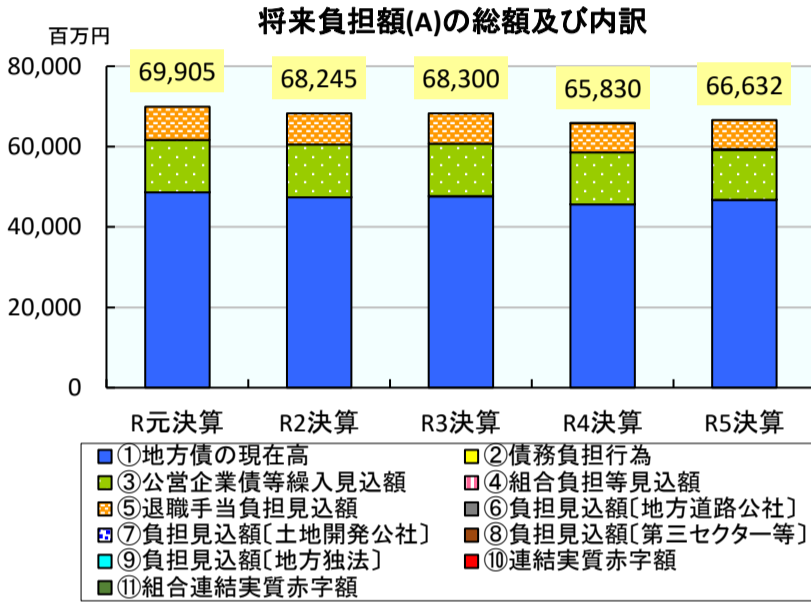
○ 標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D) (単位:千円、%)

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
標準財政規模(C)	27,535,926	27,806,819	1.0	28,741,163	3.4	28,117,517	▲ 2.2	28,529,825	1.5
算入公債費等の額(D)	4,112,629	4,219,093	2.6	4,248,840	0.7	4,248,007	0.0	4,376,624	3.0

◎ 比較する財政の規模(分母) (単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
比較する財政の規模	23,423,297	23,587,726	0.7	24,492,323	3.8	23,869,510	▲ 2.5	24,153,201	1.2

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
 - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

3. 将来負担比率の状況と推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
将来負担比率	41.5 %	23.6 %	18.7 %	4.0 %	—

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和5年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和5年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 \hline
 = \frac{\text{将来負担額(A)}}{\text{標準財政規模(C)}} - \frac{\text{充当可能財源等(B)}}{\text{算入公債費等の額(D)}} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)}}{\text{比較する財政の規模(分母)}} \\
 \hline
 = \frac{24,405,405}{12,908,106} - \frac{25,041,817}{1,420,128} = \frac{\Delta 636,412}{11,487,978} = -
 \end{array}$$

（単位：千円、%）

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

- 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。
- 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について〔計算式：「将来負担額(A)」－「充当可能財源等(B)」〕

○ 将来負担額(A)の内訳

（単位：千円、%）

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
①地方債の現在高	18,495,912	18,461,298	▲ 0.2	18,199,153	▲ 1.4	17,328,416	▲ 4.8	16,689,119	▲ 3.7
②債務負担行為	185,332	394,590	112.9	407,818	3.4	381,383	▲ 6.5	354,706	▲ 7.0
③公営企業債等繰入見込額	5,860,123	5,222,754	▲ 10.9	6,637,384	27.1	6,314,508	▲ 4.9	6,187,525	▲ 2.0
④組合負担等見込額	802,112	589,792	▲ 26.5	320,940	▲ 45.6	186,844	▲ 41.8	284,238	52.1
⑤退職手当負担見込額	1,046,409	913,107	▲ 12.7	1,051,451	15.2	990,408	▲ 5.8	889,817	▲ 10.2
⑥負担見込額〔地方道路公社〕	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額〔土地開発公社〕	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額〔第三セクター等〕	0	0		0		0		0	
⑨負担見込額〔地方独法〕	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
将来負担額(A)	26,389,888	25,581,541	▲ 3.1	26,616,746	4.0	25,201,559	▲ 5.3	24,405,405	▲ 3.2

○ 充当可能財源等(B)

（単位：千円、%）

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
充当可能基金	3,514,451	4,617,461	31.4	6,189,242	34.0	6,870,456	11.0	7,580,950	10.3
特定歳入〔都市計画税以外〕	351,021	338,228	▲ 3.6	339,808	0.5	357,127	5.1	433,441	21.4
特定歳入〔都市計画税〕	0	0		0		0		0	
交付税算入見込額	18,344,973	18,147,915	▲ 1.1	17,969,509	▲ 1.0	17,513,096	▲ 2.5	17,027,426	▲ 2.8
充当可能財源等(B)	22,210,445	23,103,604	4.0	24,498,559	6.0	24,740,679	1.0	25,041,817	1.2

◎ 実質的な将来負債額(分子)

（単位：千円、%）

(A)-(B)〔算定の分子〕	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
実質的な将来負債額	4,179,443	2,477,937	▲ 40.7	2,118,187	▲ 14.5	460,880	▲ 78.2	▲ 636,412	皆減

3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

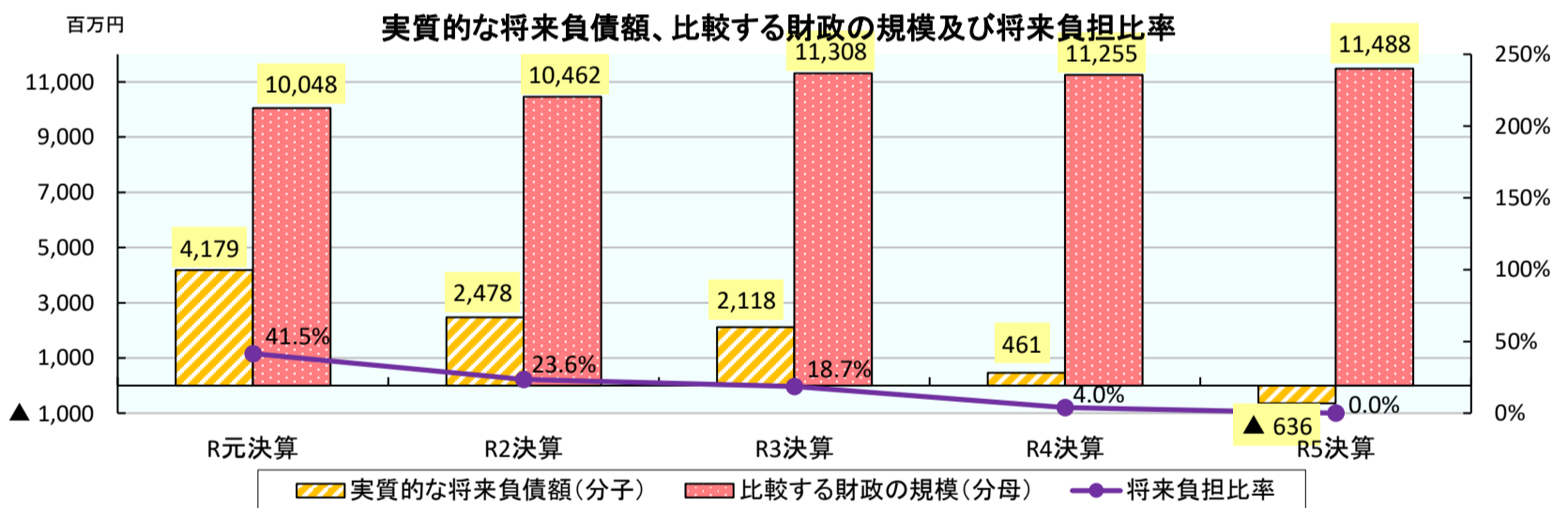
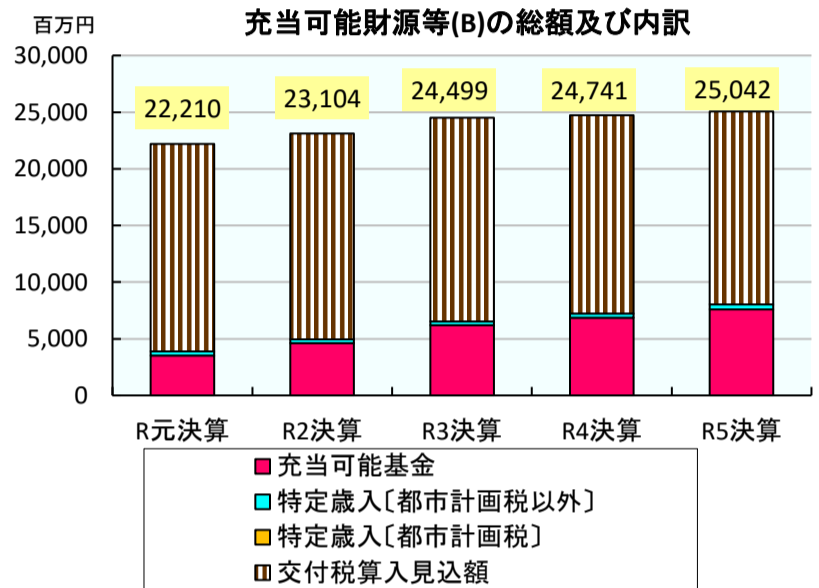
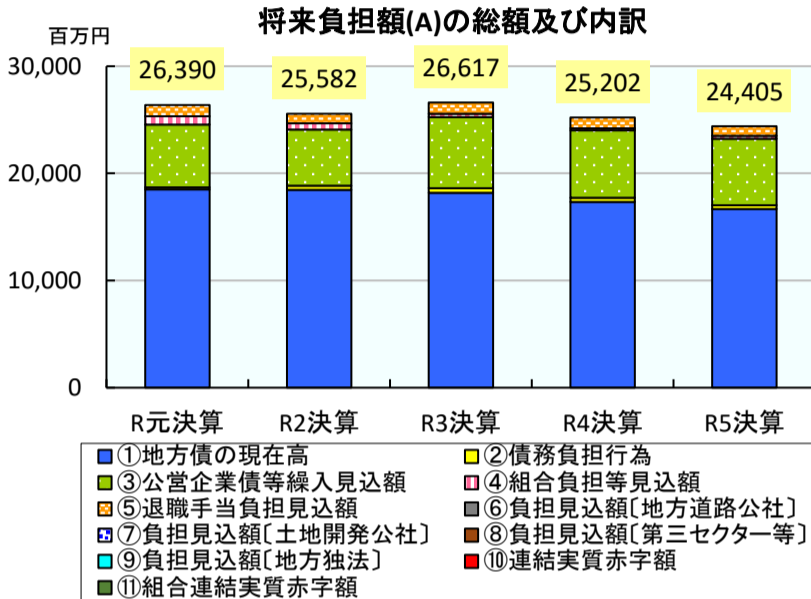
○ 標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D) (単位:千円、%)

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
標準財政規模(C)	11,690,907	12,040,601	3.0	12,796,359	6.3	12,716,050	▲ 0.6	12,908,106	1.5
算入公債費等の額(D)	1,642,425	1,578,806	▲ 3.9	1,488,131	▲ 5.7	1,461,036	▲ 1.8	1,420,128	▲ 2.8

◎ 比較する財政の規模(分母) (単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
比較する財政の規模	10,048,482	10,461,795	4.1	11,308,228	8.1	11,255,014	▲ 0.5	11,487,978	2.1

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
 - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

3. 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	—	—	—	—	—

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和5年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和5年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 \text{=} \\
 \frac{\text{将来負担額(A)} \quad \text{30,974,160}}{\text{標準財政規模(C)} \quad \text{21,304,903}} - \frac{\text{充当可能財源等(B)} \quad \text{49,483,059}}{\text{算入公債費等の額(D)} \quad \text{2,418,042}} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad \text{▲ 18,508,899}}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad \text{18,886,861}} = \text{—}
 \end{array}$$

（単位：千円、％）

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について〔計算式：「将来負担額(A)」－「充当可能財源等(B)」〕

○ 将来負担額(A)の内訳

（単位：千円、％）

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
①地方債の現在高	27,227,380	27,750,067	1.9	27,286,208	▲ 1.7	25,667,500	▲ 5.9	24,097,019	▲ 6.1
②債務負担行為	0	0		0		0		0	
③公営企業債等繰入見込額	2,189,705	1,866,192	▲ 14.8	1,778,712	▲ 4.7	1,805,292	1.5	1,719,433	▲ 4.8
④組合負担等見込額	3,443,601	3,168,325	▲ 8.0	2,798,917	▲ 11.7	2,425,529	▲ 13.3	2,151,061	▲ 11.3
⑤退職手当負担見込額	2,789,946	2,827,938	1.4	2,839,170	0.4	2,814,120	▲ 0.9	3,006,647	6.8
⑥負担見込額〔地方道路公社〕	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額〔土地開発公社〕	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額〔第三セクター等〕	0	0		0		0		0	
⑨負担見込額〔地方独法〕	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
将来負担額(A)	35,650,632	35,612,522	▲ 0.1	34,703,007	▲ 2.6	32,712,441	▲ 5.7	30,974,160	▲ 5.3

○ 充当可能財源等(B)

（単位：千円、％）

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
充当可能基金	13,847,947	14,825,887	7.1	17,073,743	15.2	19,189,789	12.4	20,134,028	4.9
特定歳入〔都市計画税以外〕	915,247	1,270,075	38.8	1,233,206	▲ 2.9	1,162,014	▲ 5.8	1,287,310	10.8
特定歳入〔都市計画税〕	2,795,156	2,732,648	▲ 2.2	2,762,667	1.1	2,913,768	5.5	2,728,467	▲ 6.4
交付税算入見込額	28,153,578	28,201,097	0.2	28,613,376	1.5	27,089,446	▲ 5.3	25,333,254	▲ 6.5
充当可能財源等(B)	45,711,928	47,029,707	2.9	49,682,992	5.6	50,355,017	1.4	49,483,059	▲ 1.7

○ 実質的な将来負債額(分子)

（単位：千円、％）

(A)-(B)〔算定の分子〕	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
実質的な将来負債額	▲ 10,061,296	▲ 11,417,185		▲ 14,979,985		▲ 17,642,576		▲ 18,508,899	

3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

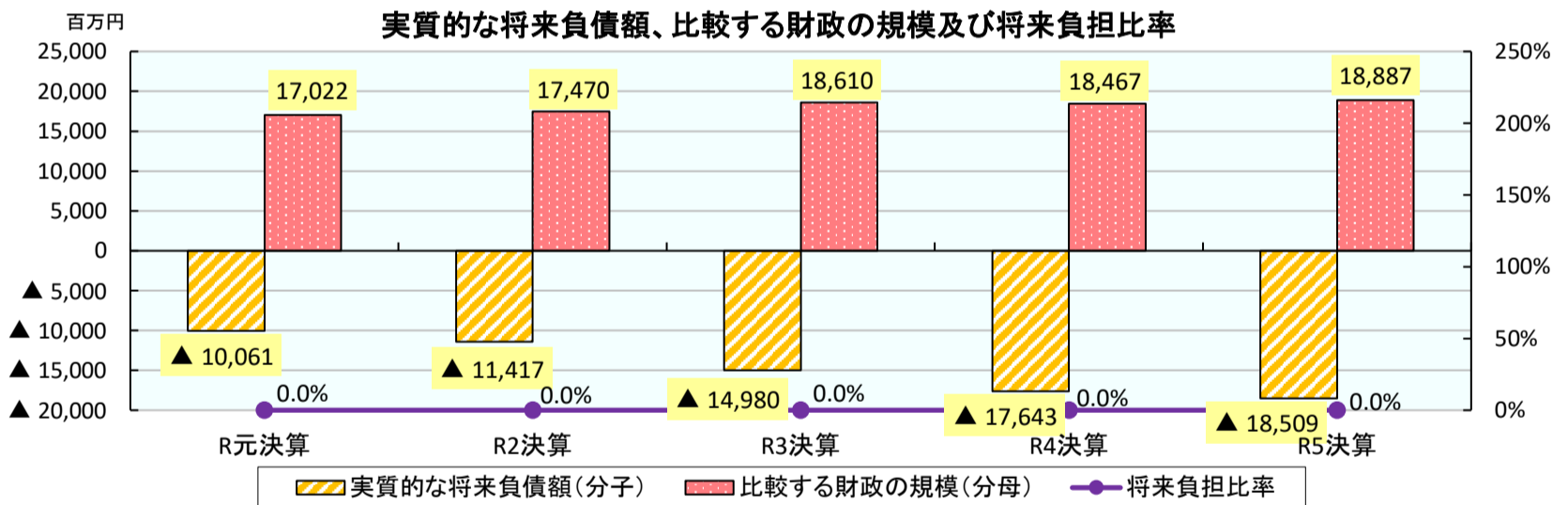
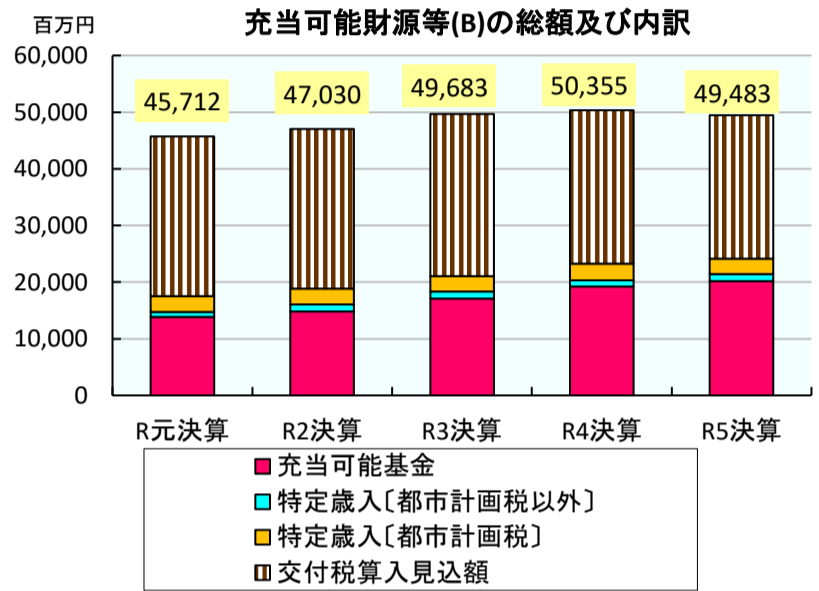
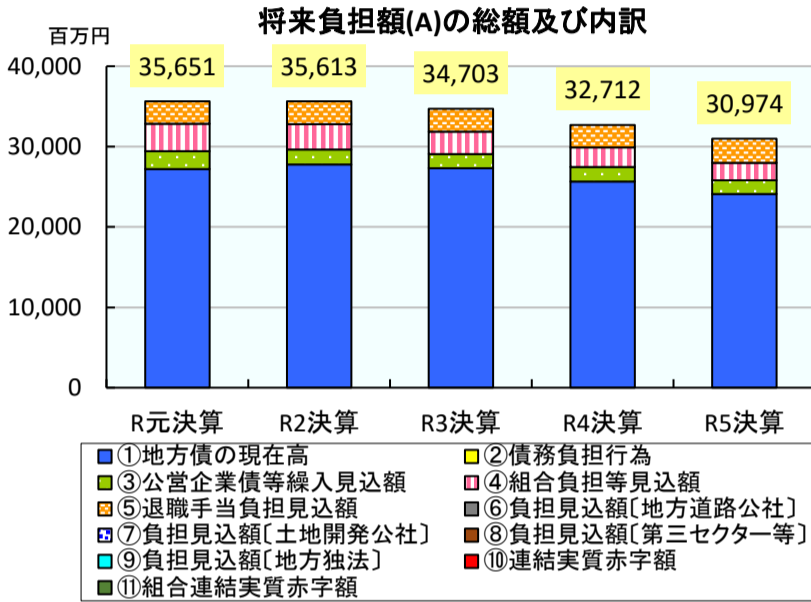
○標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D) (単位:千円、%)

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
標準財政規模(C)	19,412,940	19,874,837	2.4	20,991,757	5.6	20,838,758	▲ 0.7	21,304,903	2.2
算入公債費等の額(D)	2,391,158	2,404,965	0.6	2,381,579	▲ 1.0	2,371,495	▲ 0.4	2,418,042	2.0

◎比較する財政の規模(分母) (単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
比較する財政の規模	17,021,782	17,469,872	2.6	18,610,178	6.5	18,467,263	▲ 0.8	18,886,861	2.3

○経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
 - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

3. 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	—	—	—	7.1 %	11.5 %

- 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

- 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和5年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和5年度} \\
 \text{将来負担比率}
 \end{array}
 =
 \frac{\begin{array}{c} \text{将来負担額(A)} \\ 33,207,768 \end{array} - \begin{array}{c} \text{充当可能財源等(B)} \\ 31,988,280 \end{array}}{\begin{array}{c} \text{標準財政規模(C)} \\ 12,595,621 \end{array} - \begin{array}{c} \text{算入公債費等の額(D)} \\ 2,013,212 \end{array}}
 =
 \frac{\begin{array}{c} \text{実質的な将来負債額(分子)} \\ 1,219,488 \end{array}}{\begin{array}{c} \text{比較する財政の規模(分母)} \\ 10,582,409 \end{array}}
 =
 \begin{array}{c} \\ 11.5\% \end{array}$$

（単位：千円、%）

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

- 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。
- 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について〔計算式：「将来負担額(A)」－「充当可能財源等(B)」〕

○ 将来負担額(A)の内訳

（単位：千円、%）

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
①地方債の現在高	25,384,856	25,351,617	▲ 0.1	24,220,014	▲ 4.5	28,374,149	17.2	28,251,437	▲ 0.4
②債務負担行為	0	0		0		0		0	
③公営企業債等繰入見込額	630,354	745,509	18.3	568,702	▲ 23.7	515,284	▲ 9.4	460,490	▲ 10.6
④組合負担等見込額	26,653	0	皆減	0		28,266	皆増	28,600	1.2
⑤退職手当負担見込額	4,618,220	4,502,248	▲ 2.5	4,440,783	▲ 1.4	4,436,094	▲ 0.1	4,467,241	0.7
⑥負担見込額〔地方道路公社〕	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額〔土地開発公社〕	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額〔第三セクター等〕	0	0		0		0		0	
⑨負担見込額〔地方独法〕	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
将来負担額(A)	30,660,083	30,599,374	▲ 0.2	29,229,499	▲ 4.5	33,353,793	14.1	33,207,768	▲ 0.4

○ 充当可能財源等(B)

（単位：千円、%）

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
充当可能基金	10,290,414	10,398,273	1.0	10,734,852	3.2	10,335,379	▲ 3.7	9,961,806	▲ 3.6
特定歳入〔都市計画税以外〕	610,267	546,646	▲ 10.4	474,303	▲ 13.2	396,809	▲ 16.3	368,999	▲ 7.0
特定歳入〔都市計画税〕	0	0		0		0		0	
交付税算入見込額	19,990,354	19,964,600	▲ 0.1	19,043,735	▲ 4.6	21,864,476	14.8	21,657,475	▲ 0.9
充当可能財源等(B)	30,891,035	30,909,519	0.1	30,252,890	▲ 2.1	32,596,664	7.7	31,988,280	▲ 1.9

○ 実質的な将来負債額(分子)

（単位：千円、%）

(A)-(B)〔算定の分子〕	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
実質的な将来負債額	▲ 230,952	▲ 310,145		▲ 1,023,391		757,129	皆増	1,219,488	61.1

3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

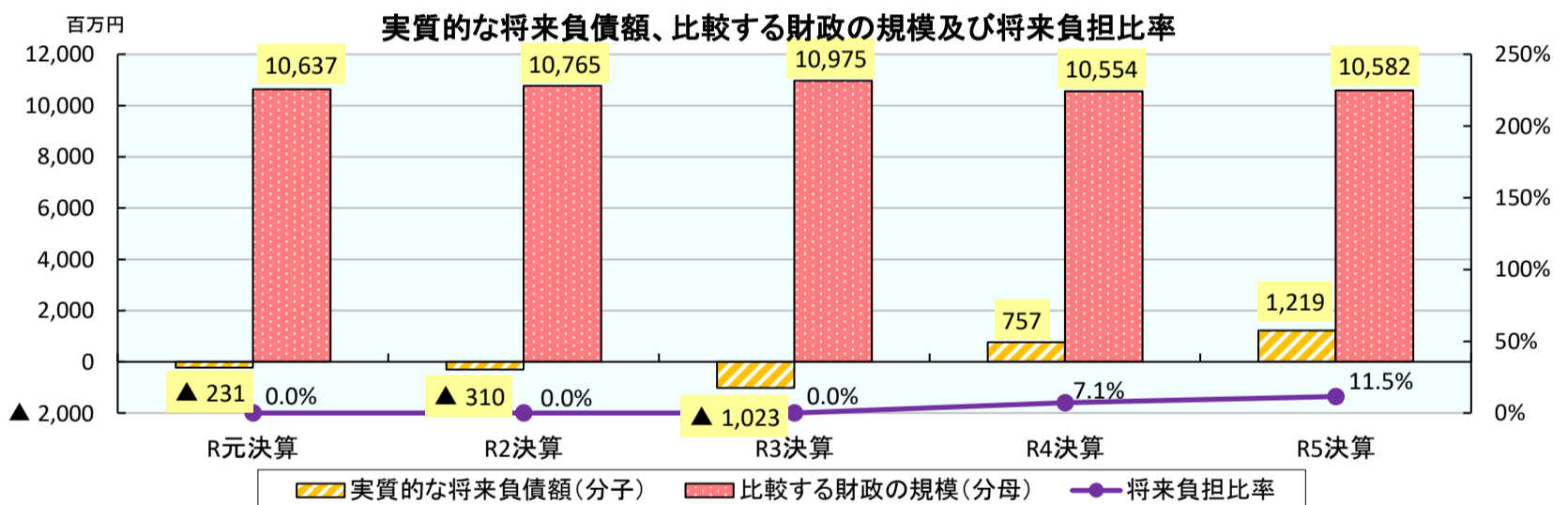
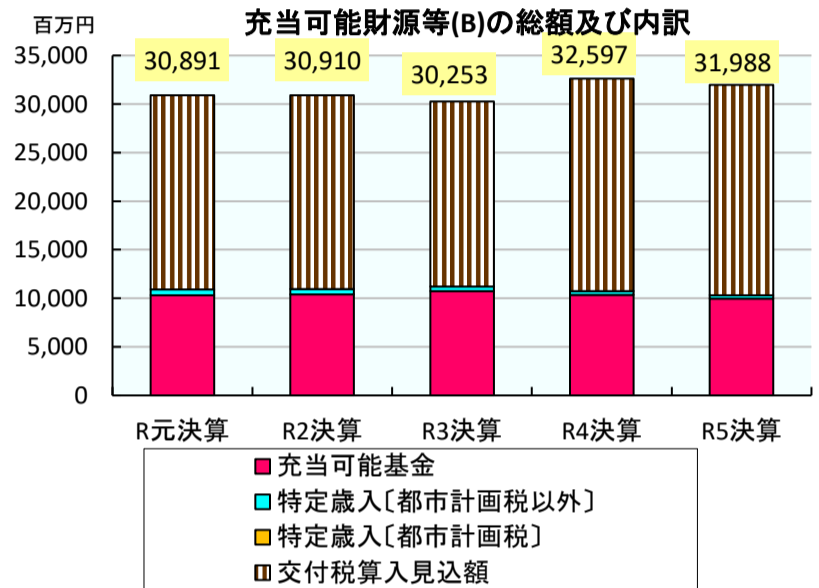
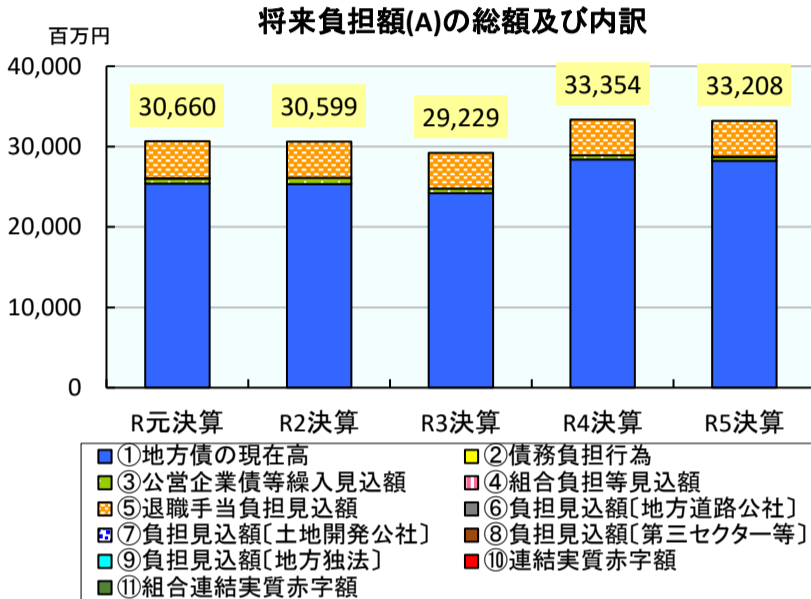
○標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D) (単位:千円、%)

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
標準財政規模(C)	12,446,056	12,664,004	1.8	13,059,656	3.1	12,618,215	▲ 3.4	12,595,621	▲ 0.2
算入公債費等の額(D)	1,809,003	1,898,613	5.0	2,084,485	9.8	2,064,082	▲ 1.0	2,013,212	▲ 2.5

◎比較する財政の規模(分母) (単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
比較する財政の規模	10,637,053	10,765,391	1.2	10,975,171	1.9	10,554,133	▲ 3.8	10,582,409	0.3

○経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
 - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

3. 将来負担比率の状況と推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
将来負担比率	170.8 %	161.6 %	150.0 %	147.2 %	143.2 %

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和5年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

令和5年度 将来負担比率	=	将来負担額(A)	-	充当可能財源等(B)	=	実質的な将来負債額(分子)	=	143.2%
		1,354,421,880		994,580,945		359,840,935		
		標準財政規模(C)	-	算入公債費等の額(D)		比較する財政の規模(分母)		
		287,670,566		36,439,501		251,231,065		

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について〔計算式:「将来負担額(A)」-「充当可能財源等(B)」〕

○ 将来負担額(A)の内訳 (単位:千円、%)

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
①地方債の現在高	1,182,941,156	1,199,142,560	1.4	1,217,167,179	1.5	1,219,023,609	0.2	1,228,790,897	0.8
②債務負担行為	1,363,041	1,151,752	▲ 15.5	898,427	▲ 22.0	710,793	▲ 20.9	422,757	▲ 40.5
③公営企業債等繰入見込額	69,970,119	61,840,668	▲ 11.6	60,034,190	▲ 2.9	64,149,190	6.9	53,317,358	▲ 16.9
④組合負担等見込額	0	0		0		0		0	
⑤退職手当負担見込額	76,790,274	74,162,871	▲ 3.4	73,880,005	▲ 0.4	68,824,537	▲ 6.8	71,152,508	3.4
⑥負担見込額〔地方道路公社〕	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額〔土地開発公社〕	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額〔第三セクター等〕	1,296,942	1,867,413	44.0	884,904	▲ 52.6	699,014	▲ 21.0	738,360	5.6
⑨負担見込額〔地方独法〕	1,593,649	0	皆減	0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
将来負担額(A)	1,333,955,181	1,338,165,264	0.3	1,352,864,705	1.1	1,353,407,143	0.0	1,354,421,880	0.1

○ 充当可能財源等(B) (単位:千円、%)

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
充当可能基金	184,817,612	196,291,143	6.2	223,706,033	14.0	237,700,610	6.3	257,984,320	8.5
特定歳入〔都市計画税以外〕	48,277,910	47,802,878	▲ 1.0	44,050,550	▲ 7.8	42,539,737	▲ 3.4	41,361,757	▲ 2.8
特定歳入〔都市計画税〕	141,547,766	143,848,904	1.6	144,366,156	0.4	158,359,039	9.7	152,265,298	▲ 3.8
交付税算入見込額	547,604,680	553,133,065	1.0	556,891,514	0.7	550,937,053	▲ 1.1	542,969,570	▲ 1.4
充当可能財源等(B)	922,247,968	941,075,990	2.0	969,014,253	3.0	989,536,439	2.1	994,580,945	0.5

○ 実質的な将来負債額(分子) (単位:千円、%)

(A)-(B)〔算定の分子〕	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
実質的な将来負債額	411,707,213	397,089,274	▲ 3.6	383,850,452	▲ 3.3	363,870,704	▲ 5.2	359,840,935	▲ 1.1

3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

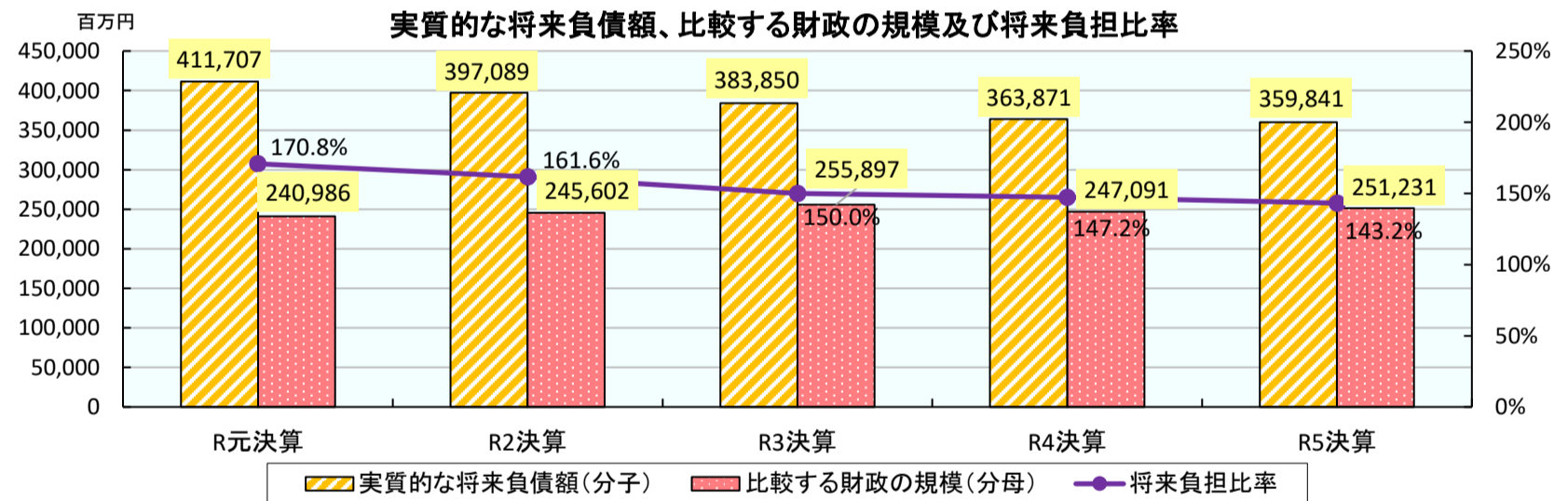
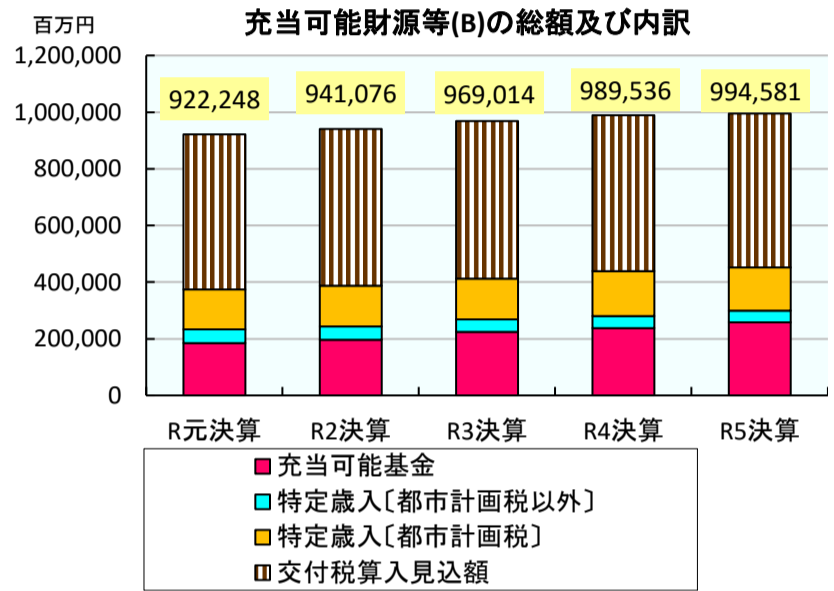
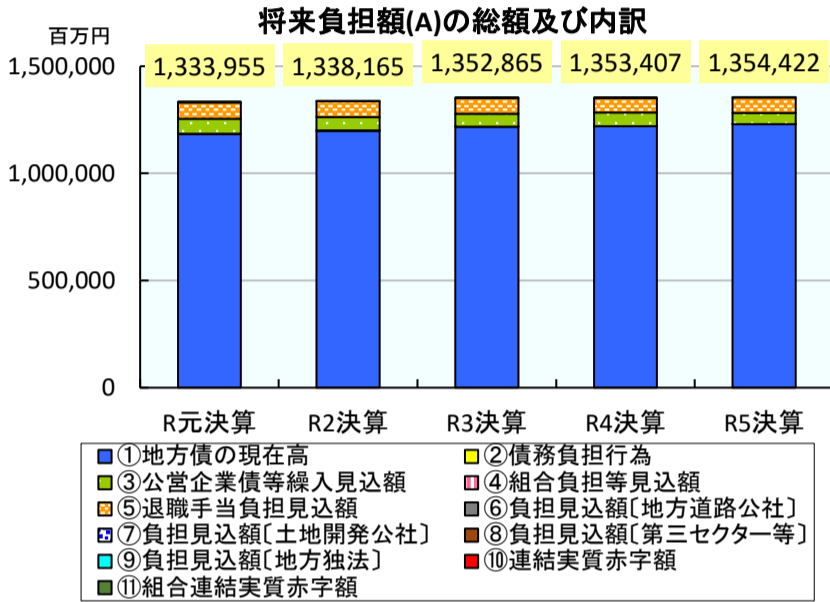
○ 標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D) (単位:千円、%)

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
標準財政規模(C)	279,340,536	283,149,895	1.4	292,777,085	3.4	283,019,933	▲ 3.3	287,670,566	1.6
算入公債費等の額(D)	38,354,859	37,547,420	▲ 2.1	36,879,746	▲ 1.8	35,928,617	▲ 2.6	36,439,501	1.4

◎ 比較する財政の規模(分母) (単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
比較する財政の規模	240,985,677	245,602,475	1.9	255,897,339	4.2	247,091,316	▲ 3.4	251,231,065	1.7

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
 - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

3. 将来負担比率の状況と推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
将来負担比率	32.5 %	23.7 %	14.3 %	5.2 %	3.8 %

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和5年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和5年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 = \\
 \frac{\text{将来負担額(A)} \\
 170,996,026 \\
 \text{標準財政規模(C)} \\
 73,275,606 \\
 \text{充当可能財源等(B)} \\
 168,584,667 \\
 \text{算入公債費等の額(D)} \\
 10,321,432 \\
 \text{実質的な将来負債額(分子)} \\
 2,411,359 \\
 \text{比較する財政の規模(分母)} \\
 62,954,174 \\
 \text{(単位:千円、\%)} \\
 = \\
 3.8\%
 \end{array}$$

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について〔計算式:「将来負担額(A)」-「充当可能財源等(B)」〕

○ 将来負担額(A)の内訳

(単位:千円、%)

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
①地方債の現在高	142,471,449	141,907,076	▲ 0.4	137,909,484	▲ 2.8	131,824,024	▲ 4.4	127,764,825	▲ 3.1
②債務負担行為	1,257,691	1,743,720	38.6	1,511,838	▲ 13.3	1,512,103	0.0	1,453,978	▲ 3.8
③公営企業債等繰入見込額	24,579,478	25,260,882	2.8	25,239,971	▲ 0.1	25,078,327	▲ 0.6	25,976,353	3.6
④組合負担等見込額	1,877,591	2,207,320	17.6	1,950,402	▲ 11.6	1,731,805	▲ 11.2	1,317,131	▲ 23.9
⑤退職手当負担見込額	14,382,380	14,523,428	1.0	14,379,337	▲ 1.0	14,091,590	▲ 2.0	14,331,372	1.7
⑥負担見込額〔地方道路公社〕	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額〔土地開発公社〕	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額〔第三セクター等〕	188,957	170,288	▲ 9.9	152,085	▲ 10.7	148,122	▲ 2.6	152,367	2.9
⑨負担見込額〔地方独法〕	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
将来負担額(A)	184,757,546	185,812,714	0.6	181,143,117	▲ 2.5	174,385,971	▲ 3.7	170,996,026	▲ 1.9

○ 充当可能財源等(B)

(単位:千円、%)

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
充当可能基金	16,345,422	18,820,070	15.1	21,855,539	16.1	23,050,710	5.5	21,862,958	▲ 5.2
特定歳入〔都市計画税以外〕	4,977,125	4,992,229	0.3	4,650,001	▲ 6.9	4,352,207	▲ 6.4	4,492,359	3.2
特定歳入〔都市計画税〕	21,174,995	22,760,542	7.5	22,891,106	0.6	24,621,940	7.6	26,377,030	7.1
交付税算入見込額	123,121,707	124,981,221	1.5	122,720,744	▲ 1.8	119,137,715	▲ 2.9	115,852,320	▲ 2.8
充当可能財源等(B)	165,619,249	171,554,062	3.6	172,117,390	0.3	171,162,572	▲ 0.6	168,584,667	▲ 1.5

○ 実質的な将来負債額(分子)

(単位:千円、%)

(A)-(B)〔算定の分子〕	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
実質的な将来負債額	19,138,297	14,258,652	▲ 25.5	9,025,727	▲ 36.7	3,223,399	▲ 64.3	2,411,359	▲ 25.2

3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

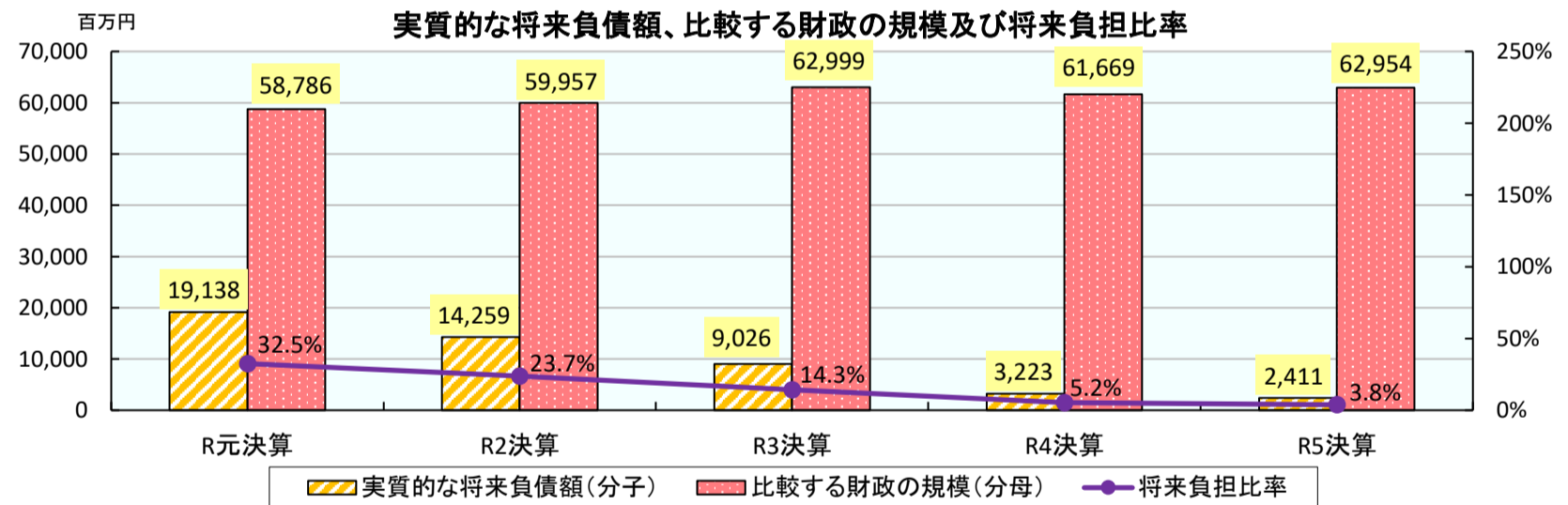
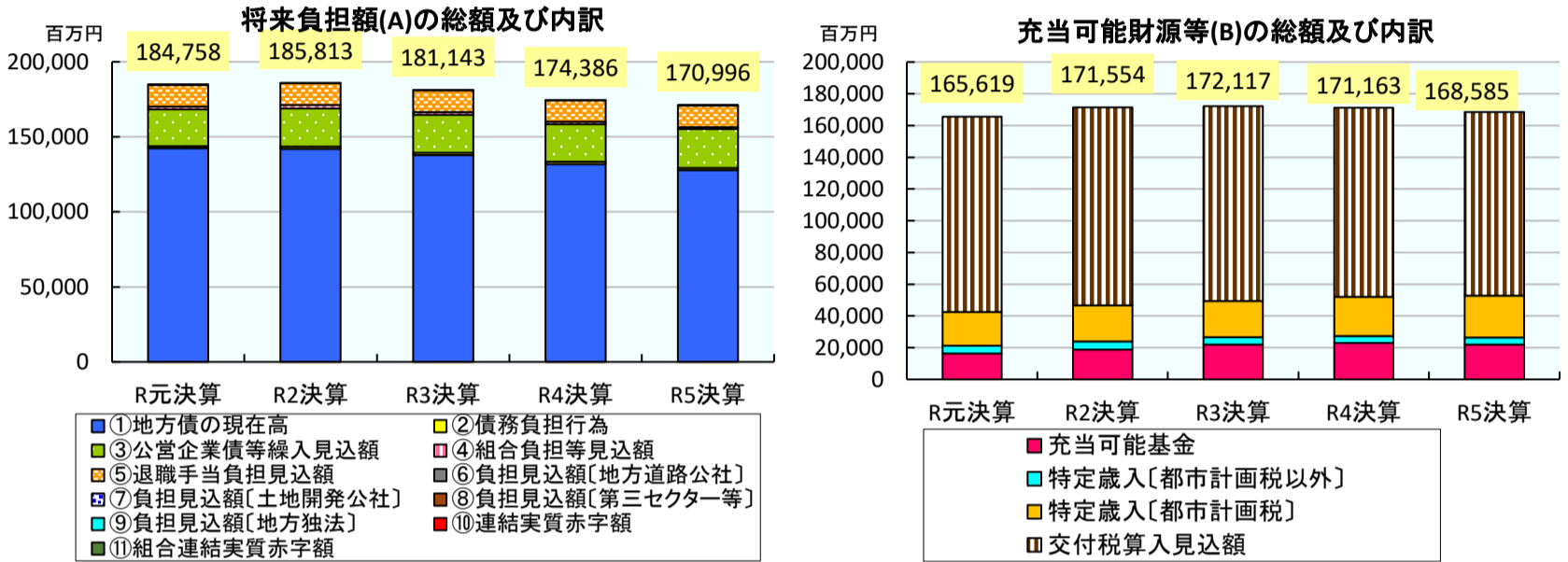
○ 標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D) (単位:千円、%)

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
標準財政規模(C)	69,154,492	70,294,508	1.6	73,754,152	4.9	72,378,584	▲ 1.9	73,275,606	1.2
算入公債費等の額(D)	10,368,013	10,337,695	▲ 0.3	10,755,469	4.0	10,709,675	▲ 0.4	10,321,432	▲ 3.6

◎ 比較する財政の規模(分母) (単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
比較する財政の規模	58,786,479	59,956,813	2.0	62,998,683	5.1	61,668,909	▲ 2.1	62,954,174	2.1

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
 - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

3. 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	—	—	—	—	—

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和5年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和5年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 \hline
 = \frac{\text{将来負担額(A)} \quad 21,086,472}{\text{標準財政規模(C)} \quad 13,098,673} - \frac{\text{充当可能財源等(B)} \quad 26,955,837}{\text{算入公債費等の額(D)} \quad 1,364,592} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad \blacktriangle 5,869,365}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad 11,734,081} = \text{—}
 \end{array}$$

（単位：千円、％）

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について〔計算式：「将来負担額(A)」－「充当可能財源等(B)」〕

○ 将来負担額(A)の内訳

（単位：千円、％）

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
①地方債の現在高	13,958,907	13,888,168	▲ 0.5	14,428,569	3.9	15,108,494	4.7	15,886,771	5.2
②債務負担行為	1,975	0	皆減	0		0		0	
③公営企業債等繰入見込額	6,987,908	5,803,249	▲ 17.0	5,521,541	▲ 4.9	4,687,504	▲ 15.1	4,793,139	2.3
④組合負担等見込額	677,840	576,140	▲ 15.0	467,137	▲ 18.9	394,078	▲ 15.6	397,896	1.0
⑤退職手当負担見込額	0	0		0		0		0	
⑥負担見込額〔地方道路公社〕	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額〔土地開発公社〕	198,070	173,070	▲ 12.6	279,357	61.4	81,324	▲ 70.9	8,666	▲ 89.3
⑧負担見込額〔第三セクター等〕	0	0		0		0		0	
⑨負担見込額〔地方独法〕	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
将来負担額(A)	21,824,700	20,440,627	▲ 6.3	20,696,604	1.3	20,271,400	▲ 2.1	21,086,472	4.0

○ 充当可能財源等(B)

（単位：千円、％）

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
充当可能基金	6,353,298	6,415,753	1.0	8,008,637	24.8	9,317,354	16.3	9,830,557	5.5
特定歳入〔都市計画税以外〕	400,651	319,856	▲ 20.2	228,910	▲ 28.4	234,231	2.3	122,456	▲ 47.7
特定歳入〔都市計画税〕	0	0		0		0		0	
交付税算入見込額	17,562,746	17,314,465	▲ 1.4	17,306,921	0.0	17,077,357	▲ 1.3	17,002,824	▲ 0.4
充当可能財源等(B)	24,316,695	24,050,074	▲ 1.1	25,544,468	6.2	26,628,942	4.2	26,955,837	1.2

○ 実質的な将来負債額(分子)

（単位：千円、％）

(A)-(B)〔算定の分子〕	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
実質的な将来負債額	▲ 2,491,995	▲ 3,609,447		▲ 4,847,864		▲ 6,357,542		▲ 5,869,365	

3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

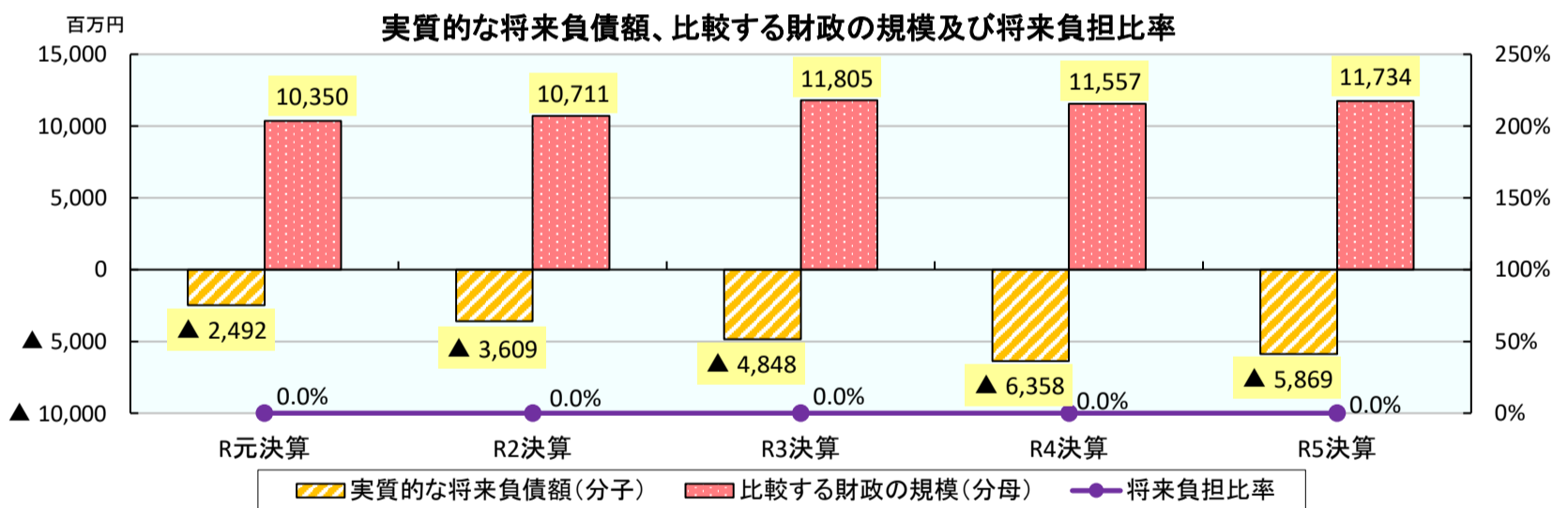
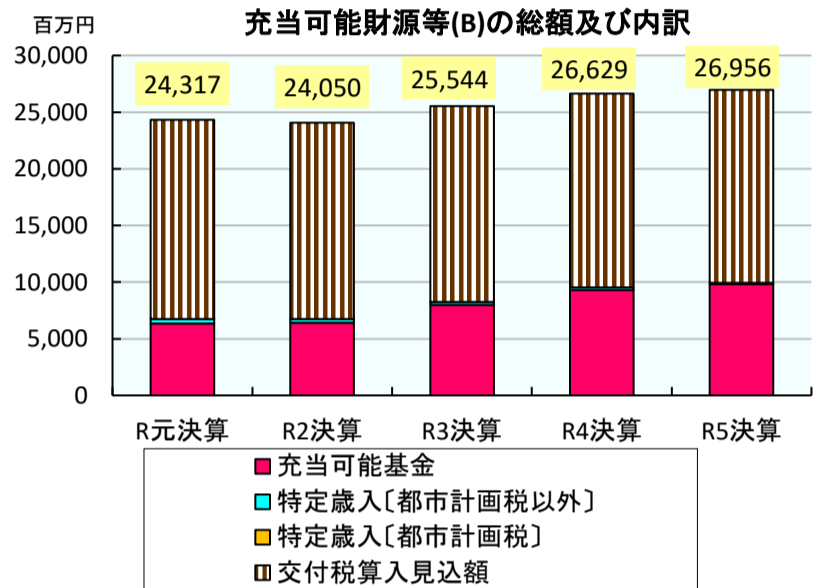
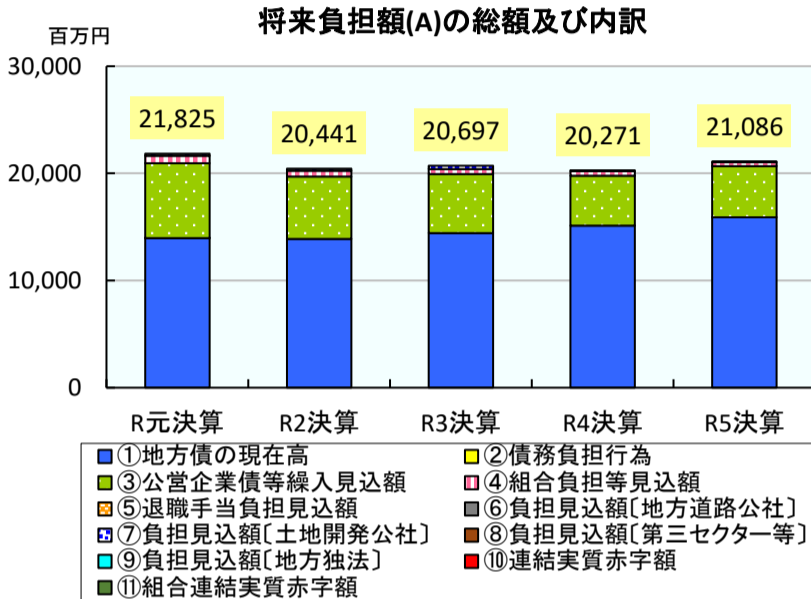
○ 標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D) (単位:千円、%)

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
標準財政規模(C)	11,814,714	12,142,346	2.8	13,226,084	8.9	12,957,197	▲ 2.0	13,098,673	1.1
算入公債費等の額(D)	1,464,889	1,431,678	▲ 2.3	1,421,255	▲ 0.7	1,399,776	▲ 1.5	1,364,592	▲ 2.5

◎ 比較する財政の規模(分母) (単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
比較する財政の規模	10,349,825	10,710,668	3.5	11,804,829	10.2	11,557,421	▲ 2.1	11,734,081	1.5

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
 - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

3. 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	-	-	-	-	-

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和5年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和5年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 \hline
 = \frac{\text{将来負担額(A)} \quad 37,320,026}{\text{標準財政規模(C)} \quad 13,618,519} - \frac{\text{充当可能財源等(B)} \quad 42,356,148}{\text{算入公債費等の額(D)} \quad 1,876,525} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad \Delta 5,036,122}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad 11,741,994} = -
 \end{array}$$

（単位：千円、％）

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる（「-」で表示）。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について〔計算式：「将来負担額(A)」－「充当可能財源等(B)」〕

○ 将来負担額(A)の内訳

（単位：千円、％）

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
①地方債の現在高	25,409,104	25,854,287	1.8	28,696,435	11.0	30,375,831	5.9	30,919,280	1.8
②債務負担行為	247,478	205,233	▲ 17.1	163,387	▲ 20.4	0	皆減	0	
③公営企業債等繰入見込額	3,584,297	3,202,494	▲ 10.7	2,838,974	▲ 11.4	2,912,087	2.6	2,636,224	▲ 9.5
④組合負担等見込額	840,942	869,410	3.4	670,243	▲ 22.9	480,431	▲ 28.3	416,062	▲ 13.4
⑤退職手当負担見込額	2,980,612	3,040,519	2.0	3,098,846	1.9	3,143,323	1.4	3,348,460	6.5
⑥負担見込額〔地方道路公社〕	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額〔土地開発公社〕	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額〔第三セクター等〕	0	0		0		0		0	
⑨負担見込額〔地方独法〕	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
将来負担額(A)	33,062,433	33,171,943	0.3	35,467,885	6.9	36,911,672	4.1	37,320,026	1.1

○ 充当可能財源等(B)

（単位：千円、％）

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
充当可能基金	16,655,270	16,406,481	▲ 1.5	16,726,594	2.0	17,459,105	4.4	17,250,064	▲ 1.2
特定歳入〔都市計画税以外〕	3,915,827	3,520,372	▲ 10.1	3,050,925	▲ 13.3	2,652,768	▲ 13.1	2,917,552	10.0
特定歳入〔都市計画税〕	0	0		0		0		0	
交付税算入見込額	16,976,235	17,593,701	3.6	20,835,372	18.4	22,230,443	6.7	22,188,532	▲ 0.2
充当可能財源等(B)	37,547,332	37,520,554	▲ 0.1	40,612,891	8.2	42,342,316	4.3	42,356,148	0.0

○ 実質的な将来負債額(分子)

（単位：千円、％）

(A)-(B)〔算定の分子〕	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
実質的な将来負債額	▲ 4,484,899	▲ 4,348,611		▲ 5,145,006		▲ 5,430,644		▲ 5,036,122	

3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

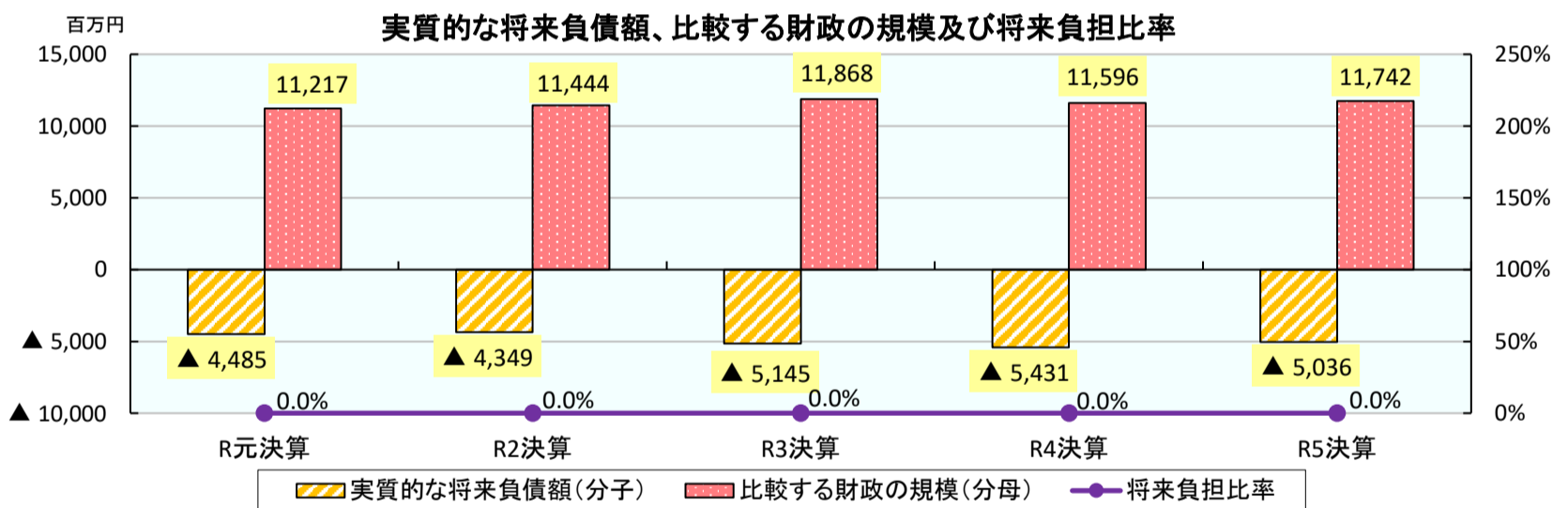
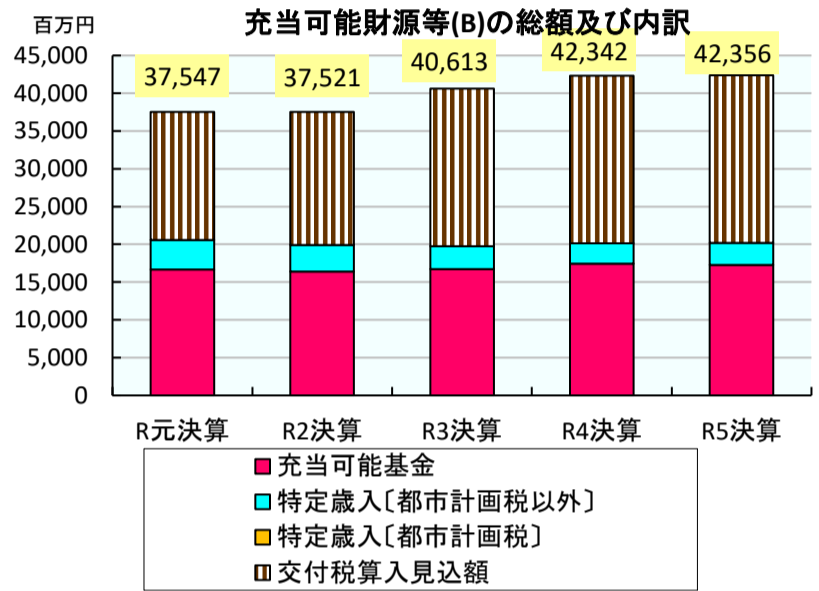
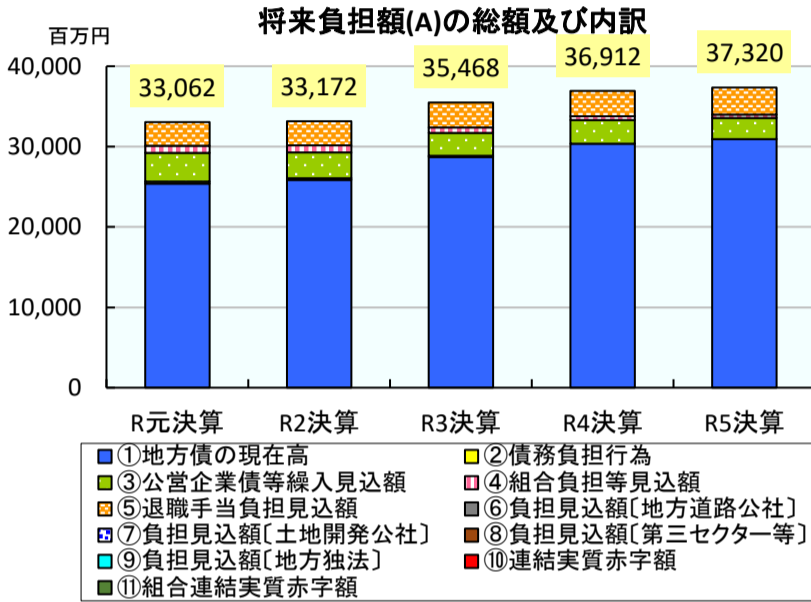
○ 標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D) (単位:千円、%)

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
標準財政規模(C)	12,975,051	13,214,017	1.8	13,599,225	2.9	13,418,375	▲ 1.3	13,618,519	1.5
算入公債費等の額(D)	1,758,345	1,770,497	0.7	1,731,676	▲ 2.2	1,822,850	5.3	1,876,525	2.9

◎ 比較する財政の規模(分母) (単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
比較する財政の規模	11,216,706	11,443,520	2.0	11,867,549	3.7	11,595,525	▲ 2.3	11,741,994	1.3

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
 - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

3. 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	-	-	-	-	-

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和5年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和5年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 \hline
 = \frac{\text{将来負担額(A)} \quad 22,653,110}{\text{標準財政規模(C)} \quad 14,954,218} - \frac{\text{充当可能財源等(B)} \quad 30,454,428}{\text{算入公債費等の額(D)} \quad 1,711,634} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad \blacktriangle 7,801,318}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad 13,242,584} = -
 \end{array}$$

（単位：千円、％）

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について〔計算式：「将来負担額(A)」－「充当可能財源等(B)」〕

○ 将来負担額(A)の内訳

（単位：千円、％）

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
①地方債の現在高	22,765,960	21,854,253	▲ 4.0	20,693,761	▲ 5.3	19,510,307	▲ 5.7	18,730,050	▲ 4.0
②債務負担行為	0	0		0		0		0	
③公営企業債等繰入見込額	2,591,907	2,479,098	▲ 4.4	2,289,992	▲ 7.6	2,102,644	▲ 8.2	1,875,004	▲ 10.8
④組合負担等見込額	3,167,066	2,832,392	▲ 10.6	2,501,293	▲ 11.7	2,174,817	▲ 13.1	2,048,056	▲ 5.8
⑤退職手当負担見込額	0	0		0		0		0	
⑥負担見込額〔地方道路公社〕	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額〔土地開発公社〕	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額〔第三セクター等〕	0	0		0		0		0	
⑨負担見込額〔地方独法〕	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
将来負担額(A)	28,524,933	27,165,743	▲ 4.8	25,485,046	▲ 6.2	23,787,768	▲ 6.7	22,653,110	▲ 4.8

○ 充当可能財源等(B)

（単位：千円、％）

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
充当可能基金	5,565,242	5,415,762	▲ 2.7	6,243,854	15.3	7,136,749	14.3	7,751,599	8.6
特定歳入〔都市計画税以外〕	3,859,375	3,443,750	▲ 10.8	2,986,563	▲ 13.3	2,576,875	▲ 13.7	2,256,250	▲ 12.4
特定歳入〔都市計画税〕	2,030,962	2,039,958	0.4	2,029,019	▲ 0.5	1,716,789	▲ 15.4	2,518,403	46.7
交付税算入見込額	20,726,501	20,197,210	▲ 2.6	19,690,774	▲ 2.5	18,710,812	▲ 5.0	17,928,176	▲ 4.2
充当可能財源等(B)	32,182,080	31,096,680	▲ 3.4	30,950,210	▲ 0.5	30,141,225	▲ 2.6	30,454,428	1.0

○ 実質的な将来負債額(分子)

（単位：千円、％）

(A)-(B)〔算定の分子〕	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
実質的な将来負債額	▲ 3,657,147	▲ 3,930,937		▲ 5,465,164		▲ 6,353,457		▲ 7,801,318	

3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

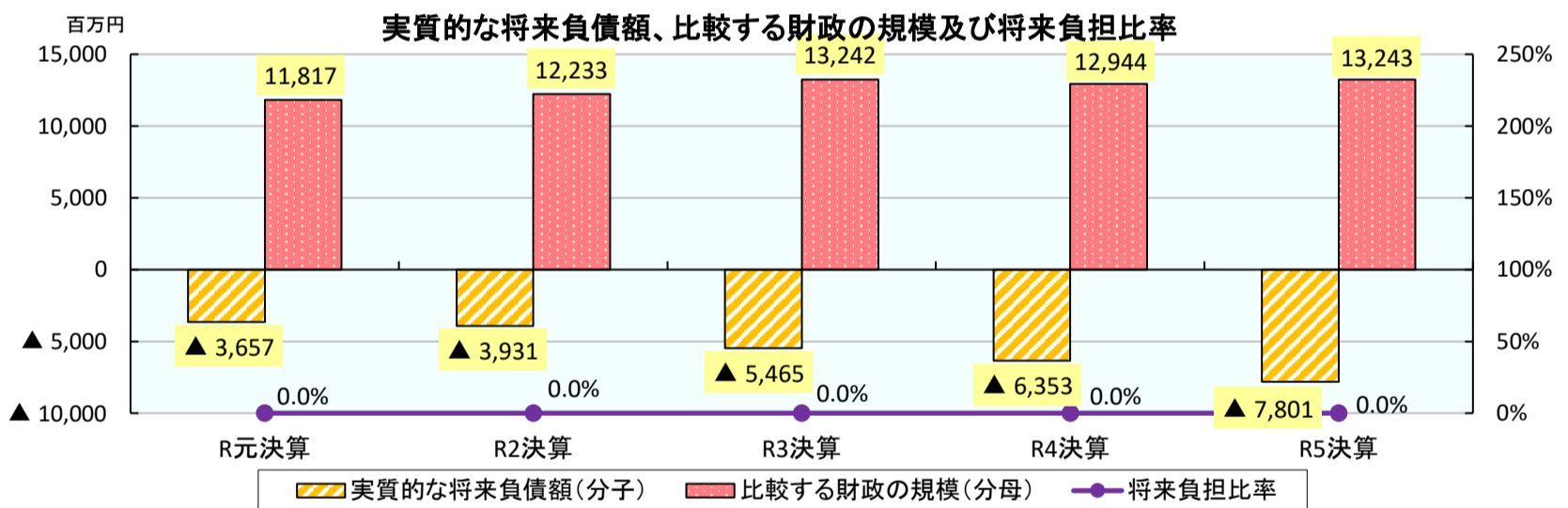
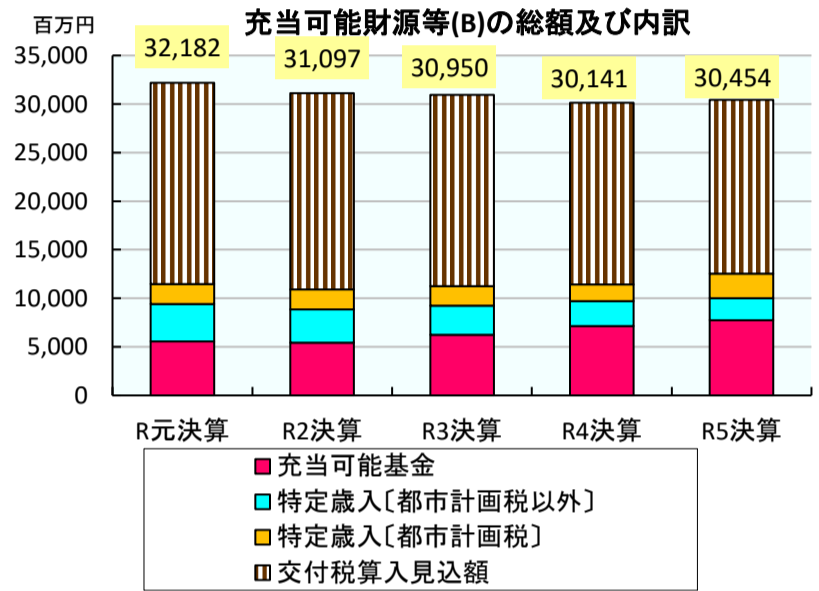
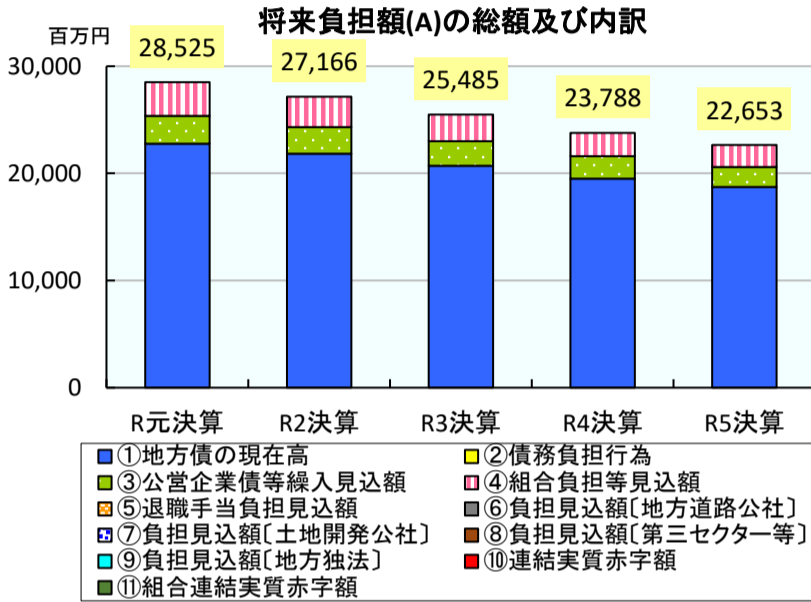
○ 標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D) (単位:千円、%)

	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
標準財政規模(C)	13,547,649	13,938,876	2.9	14,959,317	7.3	14,661,805	▲ 2.0	14,954,218	2.0
算入公債費等の額(D)	1,730,534	1,705,769	▲ 1.4	1,717,277	0.7	1,717,407	0.0	1,711,634	▲ 0.3

◎ 比較する財政の規模(分母) (単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	R元決算	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率
比較する財政の規模	11,817,115	12,233,107	3.5	13,242,040	8.2	12,944,398	▲ 2.2	13,242,584	2.3

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
 - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。